

第28回 佐用町議会(定例)会議録 (第2日)

平成21年6月10日(水曜日)

出席議員 (21名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	片 山 武 憲	4番	岡 本 義 次
	5番	笹 田 鈴 香	6番	金 谷 英 志
	7番	松 尾 文 雄	8番	井 上 洋 文
	9番	敏 森 正 勝	10番	高 木 照 雄
	11番	山 本 幹 雄	12番	大 下 吉 三 郎
	13番	岡 本 安 夫	14番	矢 内 作 夫
	15番	石 黒 永 剛		
	17番	山 田 弘 治	18番	平 岡 き ぬ 糸
	19番	森 本 和 生	20番	吉 井 秀 美
	21番	鍋 島 裕 文	22番	西 岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (1名)	7番	松 尾 文 雄		
		午後2時30分より早退		

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	大久保 八郎	書 記	尾崎 基彦
説明のため出席 した者の職氏名 (25名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	天文台公園長	黒 田 武 彦
	消 防 長	加 藤 隆 久	会 計 課 長	上 谷 正 俊
	総 務 課 長	坪 内 頼 男	財 政 課 長	長 尾 富 夫
	まちづくり課長	前 澤 敏 美	税 務 課 長	保 井 正 文
	住 民 課 長	木 村 佳 都 男	福 祉 課 長	内 山 導 男
	健 康 課 長	新 庄 孝	農林振興課長	小 林 裕 和
	商工観光課長	廣 瀬 秋 好	地籍調査課長	茅 原 武
	建 設 課 長	野 村 正 明	水 道 課 長	野 村 久 雄
	下 水 道 課 長	寺 本 康 二	生涯学習課長	福 本 美 昭
	クリーンセンター 所 長	谷 口 行 雄	教育委員会 総 務 課 長	福 井 泉
	教育委員会 教育推進課長	岡 本 正	上月支所長	達 見 一 夫
	南光支所長	春 名 満		
欠 席 者 (1名)	三日月支所長	田 村 章 憲		
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第 1 . 一般質問

午前 9 時 2 8 分 開議

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。早朝よりお揃いいただきまして、ありがとうございます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお本日、三日月の支所長から葬儀のために欠席したいとの届出がありましたので、認めております。

なお、本日 2 名の方が、傍聴にお越しいただいております。大変、ご苦労さんでございます。ありがとうございます。

傍聴者の皆様方におかれましては、傍聴中守らなければならない事を遵守していただきますようお願いいたします。

日程第 1 . 一般質問

議長（西岡 正君） ただちに、日程に入ります。日程第 1 は、一般質問であります。

15 名の議員から質問の通告を受けておりますので、通告に基づき順次議長より指名をいたします。

まず初めに、9 番、敏森正勝君の発言を許可いたします。

〔 9 番 敏森正勝君 登壇 〕

9 番（敏森正勝君） 改めまして、おはようございます。

本町における栄養教諭の役目はどうあるべきかという内容で質問をさせていただきたいと思っております。

小中学校での食育の要となる栄養教諭が、今年度全国で 751 人も増員した。給食の食べ残しが減ったほか、朝食を食べる子どもが増えるなどの成果が上がり、採用を増やす県が増えたためとあるが、学校での食育を推進する改正給食法が今年度施行したことも後押ししたとあります。

また、栄養教諭の負担が大きいことや、一斉に増員しても栄養教諭によって指導が異なるなどを懸念し、採用に慎重な県もあり、都道府県間で採用に大きな差が出ております。

栄養教諭の授業の参考に事例集を作るなど、負担軽減に乗り出すところもでてきたとあるが、今年度 4 月 1 日現在兵庫県では 311 人、前年度より 26 人増加しております。全国でも北海道での 326 人に次ぐ 2 番目となっております。

欠食が減ったことは良いことであるが、指導に疑問が残ることで教育委員会としての指導体制はどうあるべきか。

また、本町における栄養教諭の役目はどうあるべきかを伺いたいと思っております。

議長（西岡 正君） はい、それでは、答弁願います。はい、町長。

〔 町長 庵途典章君 登壇 〕

町長（庵邊典章君） 改めまして、おはようございます。早朝からご苦労様です。

今日からの一般質問におきましては、15名の議員の皆様から多岐にわたるご質問をいただいております。3日間の予定でお受けさせていただきますので、どうぞ、よろしくお願いをいたします、

それでは、まず、敏森議員からの栄養教諭の役目について、役割はどうあるべきかというご質問についてでございますが、この質問につきましては、教育長の方から答弁をいただきますので、ひとつよろしく願いいたします。

それでは教育長、お願いします。

議長（西岡 正君） はい、教育長、答弁願います。

教育長（勝山 剛君） おはようございます。それでは、敏森議員の質問にお答えさせていただきます。

本町では現在、栄養教諭は4小学校、4名を配置しております。うち本年度から、本定員臨任、臨時を充てております。

栄養教諭は学校給食の管理と食に関する指導をつかさどる教育職員と規定されています。学校における食育推進の中核的な役割を担い、食に関する指導と学校給食の管理を一体のものとして展開することにより、食育に高い効果をあげることが求められています。しかし、このことは、栄養教諭が食に関して、その学校における児童生徒に対する指導の全てを自ら行うことを想定していることを意味するものではありません。栄養教諭が中心となって、その学校の各教職員の参画により全ての児童生徒に対する食に関する指導が適切に行われるような状態を作り出すことが求められているところです。

具体的に言いますと、児童生徒への個別的な相談指導とか、各教科における食の指導。更には、学校全体の食に関する指導計画策定の推進・教職員間の連携調整、学校給食の管理として、栄養管理・衛生管理等を行うことを通して、食育推進の要として活躍することが期待されているものです。

佐用町におきましても、栄養教諭は、従来どおりの学校給食の管理、栄養管理、衛生管理、検食、関連物資の検査等を行っており、食材管理や調理場指導、給食指導に携わるとともに、食育指導の要として、学校全体、各学年の食育の指導計画の策定、また食に関する授業を担当等と連携しながら行うことなどにより食育の推進を図り、その役割を果たしているところであります。

充実した給食指導及び食育の推進にあたって、更に効果をあげるためにどのようなことに力を入れていけばよいかなどの努力として、一昨年、昨年と三河小学校、更には、昨年は江川小学校を研究指定校として研究を重ね、検討を加えながら、現在、推進しているところであります。

今後、更に、そのような指導、充実を図りたいと考えております。

この場での答弁とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） 答えていただきましたこと、二重になるかとも思いますけれども、1点ずつ納得のいくご回答をお願いをしたいなというふうに思います。

20、30年前は、栄養士でありましたが、現在は、栄養教諭であります。佐用郡教委が1名配置した当時と、状況が非常に異なるわけですが、先ほど、聞きますと、4名配置されておるということになっております。

全国的に見て、本年度の栄養教諭配置数は、先ほども言いましたように、兵庫県は、北海道に次ぐ2番目で、311名。昨年から26名の増となっておりますが、食育に力を入れている県教委であります。地域的な条件もあろうかと思えます。しかし、佐用町独自の指導体制というものを、どういうふうになっているのかなというふうに思うわけですが、二重になろうかと思えますが、ひとつよろしくお願ひしたいと思えます。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 敏森議員おっしゃいましたように、昭和46年だったと思えますが、佐用郡の教育委員会に栄養士1名配置されて、当時、現在の14校よりも相当数の学校がありましたけれども、指導に当たっておると。これにつきましては、私も、そういう配置があったということについては、知っております。その後、旧4町に対しまして、随時配置があったと。この年度につきましては、私の方は、未だ、今のところ理解しております。

で、状況から考えて、佐用は、当時郡教委でありましたので、これについては、それぞれの地域が、バラバラで進んできた、という認識は、私、今のところ持っておりません。やっぱり、佐用は1つという観点から、この栄養士を配置されて、そして佐用の子ども達の健康、食に関する指導、これをレベルアップしようと、そういう努力がなされたんだらうと、私は、そのように、現在理解しているところであります。まあ、今現在、1人の臨任が配置したと言っておりますが、他の3人につきましてはですね、30年から30数年の経験を持っております。そういう意味では、また、この3人につきましては、それぞれ4地区の学校を1回ないし2回、3回と異動がありまして、しておりますので、それぞれが、この4地区の実情、これをしっかり認識していると思っております。で、新しい職員につきましても、その他の3人と連携を取りながら、月に1回、必ず連携を取りながらですね、献立の作成なり食育指導の方法なり、そういうものを協議、検討して現在に至っておると、そのように、私の方は理解しております。

以上です。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） 栄養教諭の多くにつきましては、講習を受けた栄養職員からの任用替えのようですけれども、北海道では、全栄養職員の任用替えを目標に掲げまして、7割以上が、任用替えしたとありますけれども、教育効果を検証するのは、非常に難しいということですが、効果を見極めてからでは、増員が後にまわってしまうという観点から、地教委として県教委の支持を待つのみかどうなのかなというふうに思いますが、その点は、どうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 一昨年でしたか、議会の中でも栄養教諭の配置についてのご質問があったと記憶しております。当時、4人の栄養職員がおりまして、1名18年度に栄養教諭に昇格したと。その後ですね、やはり、佐用としては、経験年数も豊かでありまして、県に対しまして、是非、全ての者を栄養教諭にお願いしたいと、こういうことで講習にも随時行かしまして、現在に至っていると、こういうところであります。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） 勉強するという事は、非常にいいことなんですけれども、確かに、食ということなんですけれども、食という字は、人を良くするという字が固まった字であるというふうに思っております。バランスの取れた食生活は、体力あるいは気力、精神力の素となりまして、未来を担う子ども達の生きる力を育てることが1つの問題ではないかなというふうに思います。そういった点から言いますと、研修そのものにつきましては、繰り返し頑張りたいなというふうに思います。

しかし、もう1点考えてみますと、栄養教諭の多くは、講習を受けた、ああ、栄養教諭になりますと、給料が上がるわけなんです、給食管理業務の他に、児童らに食育の授業をする。指導業務が加わり負担が大きいし、授業に当たっては、指導案を作成しなければならないと。それに苦勞するという事なんですけれども、一般方針の中に、栄養教諭の指導体制が記入されているかどうか。この間、もらいました、一般方針を見させていただきますと、わずかし、書かれておりませんが、その内容について、お伺いしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） あの、一般方針の食育に関する事は、2行しか掲載しておりません。これにつきましては、全体の一般方針のバランス、そのへんのことを考えながら、食育については、あの2行ですけれども、今、敏森議員がおっしゃいましたように、本当に幅広いんですか、濃密なものであります。これにつきましては、研究会、更には、校長会、教頭会等々で、説明し、膨らましていっておりますので、ご理解賜りたいと思います。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） 僕らのような、全くの素人、そういったものに、見ますと、この2行というのは、非常に、この中身というのは、分かりません。そこで書かれている、その中のわずかなところなんです、各教科の学習活動と関連付けて、食に関する指導の充実に努めますというふうには書いてあります。ということは、どういうことかと言いますと、各教科ですから、理科・国語・保健・道徳・家庭・社会といったものにつきましては、確かにあるかも知れませんが、算数とか音楽に関連付けられるかなというふうに思い

ますが、その点は、どうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。教育長。

教育長（勝山 剛君） 非常に難しいご質問ですが、例えば、音楽でありましたら、自然を歌っているとか、また、野花のものだとか、そういう自然から、自然の状況を受けながら植物、自然、そういうところへ入って行くことができるのではないかと思います。しかしながら、今、おっしゃいましたように、全教科に関連付けてということが、当然、すべきことだろうと思いますが、しかし、各学年に応じたことを考えると、全ての教科に小学校1年生から関連付けて考えるということは非常に難しい面がございます。ですから、総合学習だとか、家庭科、それから社会、そういうものの、できるだけ関連が深いものから、順次やっていくと、こういうことを進めているところです。

なお、栄養教諭が授業をする時、指導案の作成があったりして、非常に忙しいというお話もありましたけれども、これは、栄養教諭が全て教案を作るのではございませんので、栄養教諭は、中心にはなりますけれども、やっぱり、目の前におる子どもの担任が、やっぱり、その中心、一番前面に出て、その授業を充実させるために、栄養教諭が指導に入る。こういうことが、私は、主体だろうと考えているところです。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） 国や県の指導方針として、食育基本法、あるいは学習指導要領、学校給食法、県の一般方針によって食に関する指導の全体計画が作られるというふうに思っております。

各学校は、それらを詳細に計画を立てる。この一般方針は、総合的につかめない気がするわけがございます。まあ、内容的に言えば、空を見上げれば雲がある。雲のある所につきましては、日は当たらない。その雲を取り除けようと思っても、とてもじゃない、取り除けることはできない。言ったような状況でありますので、総合的に言えば、つかめない状況ではないかなというふうに思います。

今度ですね、ちょっと内容変えまして、給食センターを統合して、一本化にすることの話が先般もあったわけですが、今までは、それぞれの担当栄養職員が、責任を持って栄養バランスを考えて作っていたと思います。しかし、給食センターでの献立ということになりますと、給食センターが一本化になってしまいますと、1人でいいんではないかなというふうにも思いますが、その点は、どうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 当然、今の4人の配置につきましては、将来的には、減員されると、このように理解しているところです。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9 番（敏森正勝君） 他の栄養教諭が作った、今の状況から言いますと、4名おるわけですから、もし、他の栄養教諭が作った献立を子どもに指導するとなりますと、自分の考え方と違った献立である場合があると思いますが、その時の授業はできるのかな。先ほど言われましたように、センターを統合した場合に、人数が少なくなってくる。4人おった者が、1名になってくるというような状況になって参りますと、そうすると、栄養士であれば、献立をただでさえかま分らんやけれども、そうじゃなしに、教諭という状況ですから、指導をしていかなあかん。いうこととなりますと、1校だけならいいんですが、そうでない場合、非常に各学校行かなければいけない。いうこととなりますと、そういう点は、どないですか。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） おっしゃいますように14校ありますので、1人の栄養教諭が一斉にですね、そこそこの学校には行けないと思います。で、現在も、そういう実情があるわけですね。14校あって、4人配置しておりますので、これについては、毎月献立表を出したりですね、しております、それぞれの学校と連絡調整しながら、時間を割いてですね、学校へ出向いて給食を食べている時に、地産の食が、今日は入ってますよとか、こういう方が作っておられるんですよとか、そういう話もしつつしております。

で、食育の授業は、全て栄養教諭が教壇に立って、教室へ行って全てするというのは、これは不可能であります。先ほども、申しましたように、やっぱり、その学校全体が、また担任等が、中心になって食育の指導を図っていく。その手助けを、指導をするのが栄養教諭である。このように、私は、今現在、捉えているところであります。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9 番（敏森正勝君） そうすると、何も、その栄養教諭じゃなくっても、栄養士でもいいんではないかなというふうに思うんですけれども、それは、どないですか。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 今まで、栄養教諭を配置していない時代ですね。同じことをしてやったわけですね。しかし、栄養士の場合は、即教壇には立てないわけです。教諭になれば、即子ども達の前に立てると。こういう点では、非常に違いがあるかと思えます。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9 番（敏森正勝君） 確かに、栄養、栄養じゃないは。

教育職員と教職員と内容は、確かに違います。今回は、教育職員になった人なんですから、教育職員ということとなりますと、やはり指導は、きちっとやってもらわないいけないというふうに思いますけれども、それでは、週に、この学校へ行ったら、何回授業せなあかんのやとか、ここの学校では、何回授業せないけんのやというようなことは、ないわけ

ですか。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） それぞれの学校で、食育に関して、特に、栄養教諭と連携を図りながら、授業を進めていくと、こういうことについては、年間計画を立てて、それぞれの学校で立てておりますので、今、どこの学校が週何回とか、月に何時間とか、そういうことについては、ちょっと、答弁できませんので、お許しをいただきたいと思います。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9 番（敏森正勝君） 1年生から6年生まで、それでは、同じ授業のような感じがするわけなんですけれども、そういったことについては、1, 2回も授業をすれば、もう後、することがないのではないかなというふうに思いますけれども、内容的に、献立の違った時に話をしに行くという状況なんでしょうか。まあ、あの、その献立説明いうことがあるかと思いますが、まあ、給食の時間の前に、何分か知らないけれども、10分か15分ぐらいは、話に行って、その場で話をすると。この食材は、こういうことなんですよというような状況で話をするというようなことなかなというふうに思うわけなんですけれども、授業そのものは、その授業時間というものは、あてがえられていないわけですね。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 先ほど言いましたように、給食の指導というのと、それから、議員おっしゃいましたように、授業をすると。授業については、給食の献立とか、それとは別個なものですよね。例えば、Aいう学校であれば地域の方々から、野菜もらったとか、これ使って何とか使ってくれえへんかと言われた時にですね、やっぱり、それをどういうふうにして料理したり、したらいいのかとか、そういうことを、その学校の担当者が一緒にしてもらえへんかどうかとか、栄養教諭、ちょっと来てくださいよというようなところで、計画立案を立てて、そして、年間に何時間か、そういう授業を進めていくということです。ですから、ある程度の年間計画は立ててはいますけれども、そこへ随時、栄養教諭が入って来てするということは、ありません。

言葉変えれば、この時は、やっぱり担任だけじゃなくって、栄養教諭に、しっかりと栄養指導をしてもらおうとか、いろんな食物、食べ物の栄養素とか、そういうものをしっかり指導してもらおうとか、そういう時には、栄養教諭が入りますけれども、担任が自らやる時もあるということです。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

10 番（高木照雄君） 義務教育の中での、食育授業であるがために、指導要領に基づいて指導案を考えて作成していくのではないかなというふうに思うわけなんですけれども、先ほどの話の中で、栄養教諭だけでなくって、その担任の先生が、指導をするというような

話もありましたが、まあ、そうすると、一般教諭とは違いまして、指導の仕方によって、差が出てくるのではないかなと。本当の栄養教諭の免許がないがために、普通の担任の先生であったら、ちょっと、そういうところに差が出てくるのではないかなというふうに思うんですけども、どうですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

教育長（勝山 剛君） 文科省からですね、食に関する指導の手引きとか、そういうものがありますし、基本的な指導の方法、そういうものについてはですね、栄養教諭と、各学校、また担任とですね、連絡、連携を図りながら、また研究をしながら進めておりますので、100パーセント、そういう、きちっとできているということは、中々、言えないかも分かりませんが、指導の基本、これについては、そう狂いはないと、私は、信じているところです。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） 一定のレベルに達した栄養教諭でありましても、指導にバラつきが出てしまうことが、懸念材料になりはしないかなというふうに思うわけなんですけれども、普通の先生にしましても、指導の仕方によっては、非常に違う場合がございまして、栄養教諭につきましても、特に、そういうことが言えるのではないかなというふうに思うんですが、どうですか。

議長（西岡 正君） はい、教育長

教育長（勝山 剛君） そうですね、例えば、数学を教えるのにしても、先生によって、方法が、方法と言いますか、いろんなニュアンスが違ったりする部分もありますので、栄養教諭についても、そういうことは多々あるかと思えます。しかし、私の立場としては、1つの基準、そういうものがあって、それに向かって、先生方が、一生懸命、子どもと向かい合ってくれておると、そのように理解しているところです。ですから、佐用町内でも、研究会をしたり、そして、多くの先生が集まって、いろんな食育についての議論、また、子ども達だけではなくて、食育を進めていくために、保護者に対して、どういうふうな啓発、啓蒙をしたらいいのかとか、家庭の食に関する意識がどういうものなのかとか、そういうことを皆の中でですね、研究協議を重ねていっているところです。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） 町内全校に栄養教諭が配置されておれば、週1回の授業も考えられるだろうと思いますが、配置されていない学校がほとんどなんですけれども、そういう学校は、後から、後からではなくって、希望があったら、言うんですか、どないなんですか。その点は、どないでしょう。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） まあ、あの、言葉としては、希望があったらとか、そういう言葉が
適当かどうかは分かりませんが、やはり、その栄養教諭は、これだけは、例えば、
3年生なら、3年生で授業して欲しいというような思いも強いものがあるかと思うんで
すね。そういう時に、その各学校にも、給食担当だとか、そういう担当者おりますので、
また、校長や教頭を窓口にしてですね、それこそ連絡調整をしながら、授業を作り上げて
いくと、こういう方法を取っていくところです。

ですから、配置されている学校、4校ありますけれども、そこに、ずっとおるんではあ
りませんので、給食センターとか、単独調理場に出向いて行って、いろんな活動、仕事も
しておりますので、まあ、配置されていない学校の方が、ややもすると少ない時間になっ
ている。これは現状として、やむを得ないんじゃないかと、このようにも考えているとこ
ろです。

しかし、それでは、すみませんので、できるだけ均等な活動の場、そういうものを求め
ていくように指導しているところです。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） この佐用町につきましては、4名の栄養教諭がいるという話を初め
に聞いたわけですが、配置校から他の学校へ授業に行く場合に出張の対象になるのか、ど
うなりますか。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） はい、出張になると思っています。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） 出張になるということで、これはもう正解であろうと、僕は思いま
す。

ただ、手当の付かない出張になるうかとも思いますが、その点は、どうですか。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 現状としては、非常に近くであるとか、そういう時には、手当が付
かない場合もあります。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） この点につきましては、2校ほど、ちょっと話を聞いたわけなんですけれども、どことは言いません。しかし、1校については、出張になりますという話と、もう1つは、出張ではありませんという話がありました。僕は、指導者ではございませんので、話は、これはおかしいなというふうには思ったんですけれども、出張というのは、当たり前のことです。特に、その配置校から、その学校へ行く時に、もしもの事で交通事故に遭った場合に、それは、公務災害には当たらなくなるというふうに僕は思っていましたので、出張扱いというのは、それで当然ではないかなというふうに思っております。

それと、もう1点、給食については、PTAに納得のいく説明ができていのかというふうに思います。自分の子でありながら、学校の責任だということになってはいないか。また、家庭では、コンビニで買ってきた即席物や、そういった物を食べさせているのではないかなと。給食を食べ残しがありはしないか。など、家庭内における指導が行き届いてはいるのかなと。思うんです。特に、親が、両親とも居ない場合がございましたので、即席物を食べさせて過ごしているというような状況もあろうかと思っておりますけれども。そういったことについて、PTAとの納得のいく説明ができていのかどうかというふうな点をお聞かせ願いたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

教育長（勝山 剛君） 非常に難しいことだろうと思うんです。

確かに、給食をして、子ども達の健康保持、増進、それを一律と言いますか、同じような栄養のある物を与えてですね、そして、すること、非常に僕は、大事なことだと思います。反面、今、敏森議員がおっしゃいましたように、親が今まで弁当を作っておった、大変だったけども作っておった。そのことによって失われたものがたくさんある。私は、そう実感しています。

この間、トライやるウィークで中学校2年生が、教育委員会にも4名来ておりましたが、それぞれ弁当持って来ています。皆、親に弁当を作ってもらって、そして一緒に僕も1日食べたんですが、弁当作った、おにぎり入れてましたんでね、自分で作ったん言うたら、いいえ、お母ちゃんが作った。はい。それでも帰ったら、弁当洗うんやろと。で、やっぱり、そういう給食の理解と、更には、家庭でお弁当を作らなくなったことの、作らなくなった、その代わりに、こういうことを家族の人はして欲しいと、また、しなければならぬということ、私は、考えて欲しい。そのへんのこと、非常に難しいことでもあります。

例えば、給食費の問題もありますが、やっぱり、私は、佐用中学校におりました時に、給食導入をさせていただきましたけれども、給食費については、親の責任でしてくださいと。しっかり食べさせてやってくださいということをお願いしました。やっぱり、いろんな物の見方、考え方の方が、たくさんおられると思っておりますけれども、やはり、子どもの給食、それについては、お父さん、お母さんも、しっかりバックアップしていただかないと、学校が、ただ困るだけと。私は、そのように考えております。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） これを最後にしたいなというふうに思いますが、栄養教諭になった

ものの、責任の重さが重要視される。他の教諭とは違い、気を緩めることができない、陰の立役者ではないかなと。家の構造で言うなれば、基礎的存在であります。

県も栄養に関して力を入れているだけに、末端の現場も、それなりに一丸となって伸びる子の立役者になれるように、一般方針の中でも、もっと詳しく指導要点を打ち出して、給食指導の重点を踏まえて、目まぐるしく変わる社会に対応できる指導力を養っていただきたいなというふうに思いますが、もし、未だ、時間があるんですけども、そういう点で、何かありましたら、お願いしたいと思います。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 学校は、学校。教育委員会は、教育委員会としての、つまり、児童・生徒の健康、また食育、これについては、微力ながら最善を尽くしたいと思っています。で、一般方針にもですね、議員がおっしゃいましたように、じゃあ授業で事足りるのかと。これについては、私は、十分だとは認識しておりません。今後、検討して参りたいと思いますし、しかしながら、もう一步、先ほども申しましたように、子を持つ親、そして地域、この方々が、子ども健康いうんか、成長に合わせた、朝夕の食事を責任持ってやって欲しいと。これは、非常に難しいことだと思います。ですから、学校と家庭と社会が、言葉では簡単なんですけれども、本当に、一生懸命にならないと、学校に全て、栄養教諭の仕事の責任の重さ、敏森議員もおっしゃいましたけれども、本当に、何人かの者に責任を被せていいものなのか。私は、そのようなことも考えております。皆が、一緒になって、子どもの健康、体力増強に努めて参りたい、このように思っております。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） 敏森正勝君。

9 番（敏森正勝君） まあ、先ほども言われましたように、確かに、気の抜けない栄養教諭であります。教諭というのと、栄養教諭というのとは、非常に違うだろうというふうに思っておりますので、ひとつよろしくご指導のほどをお願いしたいと思います。これで終わります。

議長（西岡 正君） 敏森正勝君の発言は終わりました。
続いて、4 番、岡本義次君の発言を許可いたします。

〔4 番 岡本義次君 登壇〕

4 番（岡本義次君） おはようございます。梅雨に入り、中々、雨が降りそうで、降らなかってですね、やっと空梅雨が、雨が降り出したかなと。やはり、降る時に降っておかないと、年を通しての雨が足らん、水が足りないというようなことにもなるかと思えます。ですから、やはり、こういう梅雨の折、また、同じような季節の移ろいの中で、同じよう

に降ってくれたらと思っております。

それでは、今日は、2点のことをお尋ねしたいと思います。

1件は、良い事を身につけさせる為にはということで、学校教育の中で言えることは、何事においても、良い習慣については、毎日毎日続けることにより、子ども達に身に付くものであると思います。百マス計算や毎日、朝の授業が始まるまでに、5分でも10分でもよいので、グラウンドを、その子に合ったスピードで、先生も生徒も走るとか、順に校門に立って、あいさつ運動をされるとか、読書の時間を設けて、本を読む習慣を身につけさせるとかしていますか。そこで、次のことを教育長に伺っていきたいと思います。

1つ、百マス計算を続けている学校は、いくらありますか。また、どこの学校がされているのでしょうか。

2つ、毎日、グラウンドで、体に合った、生徒や先生が、走っている学校はありますか。それは、どの学校でしょうか。

3つ、毎日、読書の時間を設けて、例え5分でもいいと思ひよんですけれど、続けている学校はありますか。また、どこの学校でしょうか。

4つ、校長や担任の先生は、各子どもの読んだ本の数等を把握しておりますか。

5つ、毎日、校門に立って、先生や子どももあいさつ運動を続けておりますか。どこの学校がありますか。

6つ、家で、自分にあつたお手伝いをするように言って、担任は、誰が何をしているか、そういうことをつかんでいるのでしょうか。

7つ、道徳や躰のことで、今、どういう教育をされているのでしょうか。

これが、1件でございます。

次の1件は、今年は、7月に県知事、8月か9月には、衆議院、11月と書いておりますけれど、10月25日には、町長選と3回の選挙があります。そこで、次のことを、町長に伺っていきたいと思います。

各選挙の掲示板については、各町会議員とかの数は、それ程多くはないと思います。まあ、2人ないし3人ぐらいじゃないかと思うわけなんですけれど。

1つ、その掲示板を、その都度取り外すのではなく、5カ月ほどの間でございますので、上のステッカー等を置いてですね、町長選までに設置し、3回を1回にできないのでしょうか。

2つ、各開票作業を、全部職員がするのでなく、町内の主婦等のパートでできないのでしょうか。そういうことを伺っていきたいと思います。

この場での質問とさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、それでは、答弁願います。はい、町長。

〔町長 庵道典章君 登壇〕

町長（庵道典章君） それでは岡本議員からのご質問にお答えさせていただきますが、最初のご質問につきましては、私の後から、教育長の方から答弁させていただきますので、私からは、選挙開票についてのご質問にお答えさせていただきます。

まず、掲示板を複数の選挙にそのまま使えないかというご質問でございますが、掲示板は議員もご存知のように短期間の使用を考慮して、非常に簡易な方法で取り付けをしております。複数の選挙に使用できるような掲示板にするには、看板の材料や設置方法等長期にわたり自然環境等にも耐えられるようにして、掲示板の選挙名等の表示方法も変えていく必要があるかと思ひます。

設置につきましても、短期間を前提に個人の敷地や国・県道等の占用についての承諾や許可のもとに使用させていただいております。

また、設置費用等は、国政・県政の選挙は全額委託金でまかなっておりますので、経費、景観、安全性等を総合的に判断しますと、現在の方法しかないのではないかというふうに認識をいたしております。

次に、開票の作業従事者を臨時で雇用してはとのご質問でございますが、投・開票事務は、絶対に間違いがあってはならない、非常に重要な作業のために、経験と知識を重視し、現状では、職員を基本に考え事務委嘱をしております。

また、職員だけでは対応できない場合もございますので、このような場合は、臨時的な任用職員に事務従事を委嘱することもございますが、一般に公募することまでは、考えておりません。

以上、簡単ですが、私からの、この場での答弁とさせていただきます、後、教育長の方から答弁をお願いいたします。

議長（西岡 正君） はい、教育長答弁願います。

教育長（勝山 剛君） 続きまして、岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

最初の 100 マス計算を続けている学校は、いくらありますかということですが、以下、学校はいくらあるか、どこの学校かとお問い合わせですけれども、これにつきましては、どこどこという学校名は言えません。

と言いますのは、どこもやっとなです。そういう認識でお聞きいただきたいと思いません。

100 マス計算を行っている学校についてですけれども、どの小学校におきましても、主に小学校の低学年で取り入れているところです。学習内容に応じて、適時時間とか期間を設けて、実施しております。また、100 マス計算ではなく、25 マスとか、16 マスとかいった形で、学年やその時々に応じた形を工夫して、取り入れているところです。

2つ目に、グラウンドで児童生徒がいろんな運動をという問いですけれども、年間通じてやっているところ、これは、中々ありません。特に、ランニング等につきましては、寒稽古と言いますか、昔から。校内マラソンを実施している学校もありますので、そういう時期にですね、やっております。

特に、小学校においては、普段、2校時終了後に、約 20 分から 25 分程度の業間の時間をおいております。この休み時間に走ったり、運動をしたりしております。その中で、教職員も子ども達と一緒にですね、健康増進を図っているところです。

また、そういう時間には、走るだけじゃなくって、グラウンドで元気にドッジボールをしたり、鉄棒や昇り棒やぶらんこやサッカーや雲ていや、いろんな形でしております。

3つ目に読書の時間を設けているかどうかという問いですけれども、現在、町内全ての小中学校において読書の時間を設定しております。週 5 日間実施しているところもあれば、週 3 日で、後 2 日間は、基礎学、基礎のプリントを実施したり、そういう形で、読書につきましては、全ての学校で実施しております。

もちろん、読書の時間も、学校によって、マチマチでありまして、10 分のところ、また 15 分程度とっているところがあります。まあ、だいたい 10 分程度じゃないかなと理解しております。

子どもの読んだ本の冊数のことですけれども、これは、一人一人の子ども達の本を何冊読んだかというのは、中々、日々、把握はしきれない部分があります。まあ、各学校には図書委員会とか、児童生徒が主体になって、その委員会活動をしているわけですけれども、

月毎に読まれた本の冊数、更には、それを全校生徒に知らせるとかをして、児童生徒に読書を奨励していく、そういう取り組みをしているところです。特に、小学校、中学校においてもですね、担任は、また教師は、全て読書の必要性は、こう認識しております。長期休業中等に学校の図書を借りに行くとか、数冊借りて帰りなさいとか、そういう指導をして、その時にはですね、どういう本を借りて帰ったかとか、冊数を重きに置くのか、その本の内容で、また教師もですね、子どもと一緒に会話ができたりですね、コミュニケーションをとったりすることができるんじゃないか。そういうふうにも感じております。

5番目に、毎日、校門に立って、先生や子どもも、あいさつ運動を続けていますか。これにつきましても、期間を設けてしたりですね。また、校門じゃなくって、いろんなところで声を、声かけすると。要するに、あいさつの必要性は、地域社会も学校も一番大切なことやと。これは、皆、認識していることであります。多くの学校でも、そういう取り組みをしておりますけれども、ただ、先ほども申しましたように、毎日というわけには、いきません。教室において、朝の準備をしながら、子どもを待ち受ける。また、校内を見回りながら、子ども達にあいさつをする。また、話をする。様々な取り組みをしております。重ねてになりますけれども、大切なことは、朝、出会った人にあいさつをする習慣を子ども達に身につけさせる、こういうことが非常に大事ではないかな。で、教師は、ただ、あいさつをするだけじゃなくって、顔色を見てですね、また、今まで、大きな声であいさつしておったのに、今日は、えらい下向いて小さな声だったなど。何かあるんじゃないかというようなことも、感じながらですね、朝の子ども達を受け入れていると、こういう実態であります。

6番目には、家で、自分に合ったお手伝いですがけれども、学校では、家の手伝いについては、家族の一員であると、こういう認識の中で、子ども達は勿論のこと、PTA等々を通して、保護者に対してもですね、ぜひ、機会を与えて欲しいと、そういう指導は、順次しているところです。特に夏休み中とか、長期休業中については、先ほども、申しましたが、家族の一員として、自分がやれることは、しっかりやろうと。その中で、42日間ですかね、成長を見たいと、そのようにも指導をしているところです。

7番目に、道徳や躰のことで、今、どういう教育をされていますかという問いですがけれども、道徳や躰については、どういう教育を、道徳については、各学校において、道徳教育にかかわる指導計画を立てて、これに基づいて、週1時間、道徳の時間を設定して、指導をしているところです。道徳教育の内容については、文科省の学習指導要領において、示されておりまして、これに基づき、各学年において指導計画を立てております。躰についてですが、この道徳教育で学んだことをもとに、社会生活上、または必要なマナー、学校生活の中で、身に付けなければならない生活習慣等を毎日の学級指導、または生活指導等で、その時、その時に応じて指導をしているところです。付け加えますと、道徳や躰においては、学校で学んだことが、家庭や地域社会で実践できる。また、家庭の躰が学校で役に立つ、こういう非常に連携が必要であると、そのように考えているところです。

以上で、答弁を終わらせていただきたいと思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） ありがとうございます。それでは、ちょっと、1つずつお伺いします。

100マス計算、まあ、各子ども達が、低学年に、ずっとやっておるといふふうにお伺い

しました。こうやって、いいことについてはね、やはり掛け算でも、小さい時から、 $3 \times 3 = 9$ って、もう繰り返し繰り返しノートに書いたり、もう、そうやって、頭に覚えるまで続けることが、やっぱり、その身につく元だと思います。ですから、そういう100マス計算の良さについて、良いのであれば、私は、今、教育長の話の中では、だいたいやっておるといふふうには、理解したんですけれども、いいことについてはね、そういう校長会の中でもですね、ドンドン、ドンドン、毎日継続することによって、身につくと思うんですけれど、そこら辺については、ちゃんと学校の方には、いきわたって、低学年、低学年で、それを自分がマスターしてしまえばね、いいんかも分からんけれど、私は、頭の脳の回転でも、その続けることによってね、そのずっと、サイクル言うんか、回転していくんであれば、ドンドン、やらすべきだと思うんですけど、そこら辺は、どうでしょう。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 議員おっしゃるとおりだと思います。繰り返し、反復練習、これは、非常に大事なことで、例えば、漢字にしても、算数・数学にしましても、また、習い事でピアノにしても、習字にしても、全て、やっぱり繰り返し習うことで、勉強することで身につけていく、これは、もう全て、私は、そうだと思います。しかしながら、今、代替しているというような表現しましたけれども、先ほども、申しましたように、小学校が1時間45分という、1時間単位であります。その中で、算数は、1年間でこれだけ進めなければならぬ。そういうカリキュラムというのが、きちっと決まっておりますので、その時間を割いて、時間の中でするといふのは、今、言いましたように、きちり、じゃあ、算数の時間に、毎時間、10分間は、これをしようとか、そういうことが、中々できないのが、現実であるということだけは、ご認識いただきたいと。

その中でですね、学校でするのか、また家庭と協力して、家庭の中へ持ち込んで、課題として、反復練習をしていく。学校と家庭との、そういう連携というのが、先ほども申しましたけれども、非常に大事になってくるということなんです。最近の子どもは、家庭学習が非常に少なくなっています。中学校でも1時間から1時間半です。それで、本当に、大きな、大きな厚い教科書をクリアできるんかということですね。だから、20年前、30年前だったら、少なくとも中学校へ入ったら、中学校1年生は、1時間から1時間半せいと。2年生は、2時間から2時間半せいと。3年生になったら、3時間から3時間以上じゃと、こういう指導もしておった時期があります。ですから、やっぱり、もっともっと、これからは、学校と家庭学習とのつながり言いますかね、そういうことも考えていかないといけないんじゃないかなと、そのように認識しています。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

委員（岡本義次君） 100マス計算の中で、計算の、そういう学校の中でですね、やはり時間が、そういう単位がとれない、決まっておって、それ以上できないという、もどかしさはあるかと思えますけれど、そういう用紙を配ってですね、家で各自取り込んでやってみようというようなことですね、例えば、県庁所在地であっても、北の北海道から、どこに県庁があるとかいう、1つのね、その社会の時間でも、沖縄まで、ずっと並べてですね、その都道府県と、県庁所在地がね、あったように言える、自分で、そういう用紙をわたすことによって、書き込んで、ずっと続けて見よると。それが、頭に入るまで、各自、

2キロだったというふうな感じでね、そして走ることによって、そういう1つの、子ども達が続けられるようなことをね、また工夫してやってください。

それから、3番の読書の時間も、これほとんどの学校でやられておるということで、これは、読書いうんは、やっぱり、昔の歴史のことも、それから、分からないこと、よその外国のことも、いろいろ自分にとって身に付いてですね、大切なことだと思っております。私も、皆さんに一步でも近づけるように思って、各課長さん達にですね、ちょっとでもお相手できるように思って、図書館へ行って本読んで勉強させてもらっておるんですけど、やっぱり、その朗読の時間を、例えば、月1回でも設けて、各クラスの代表1人ずつでもね、朗読会を、月1回できなかつたら、3ヵ月に1回でも、自分とこの学校の中でね、発表会させるとか。また、クラスによっては、毎日5分ずつでもね、順番に全員が、自分の読んだ本の感想とかね、それで、また特に、こういう本が良かったでと、皆、読んでみようかというようなことをね、そういうふうなことが、ええんじゃないかと思うんですけど、そこらへんも、教育長どうでしょう。また、今後、何らかの格好で、今、続けてやられておられる中でね、さらにそういう工夫をしていただいて、いわゆる、本読みチャンピオン、例えば、学校の月間MVP、プロ野球じゃありませんがね、クラスの中でMVP。そして、全校集会の中で、例えば、そういうMVP作って、皆の前で表彰してわたしてやる。ほな、クラスの中でも、そうやってわたしてやる。そしたら、それを1つ話題にして、家の中のコミュニケーション、親子との。今日、お父さん、お母さん、担任の先生に、こんな表彰状いただいたんやでと。全校生徒の前で、校長先生にいただいたんやという、やっぱり1つのことは、そうやって褒めてもらうことによってね、相乗効果をうむんじゃないかって、次々とね、プラスアルファの格好の中でね、できるように持っていたらと思うんですけど、その用紙が足らなかつたら、何ぼでも、それぐらいは、町長に言うて、ドンドン、金つけてもらいますんで、手形の乱発言うんか、校長や各先生の表彰状ぐらいは作ってやってもらったらと思うんですけど、そこらへんは、どうでしょう。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 表彰状の用紙ぐらいは、学校が買えますので。

そうですね、先ほど来言っておりますが、岡本議員おっしゃること、非常に大事なことやと思います。それがですね、やっぱり、その、子ども達の、発達段階に応じて、今、どういふことをやらなあかんかと。学校もですね、こんなこと言いますと、非常にこう、言いにくいんですけども、やっぱりカリキュラム、これをこなすというのが、やっぱり最大の目標なんです。つまり、教科書が残ったら駄目なんです。これは許されないんです。そういう時間を、きっちり取る。その中で、今、先ほど言われましたように、読書の、例えば、朗読会を持つと。こういうものは、例えば、特別活動の時間だとか、総合学習の時間だとか、そういうことを通してですね、それぞれの学校で、少なくとも年1回、年2回は、私はやっている、そのように理解しておるんです。

ですから、これを定期的にやるとか、こういうことについてはですね、学校の裁量ということで、私は、学校に任している部分があると、そのように理解していただきたいと思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番(岡本義次君) 僕は、私はですね、毎月とかじゃなくってもね、やはり、いわゆる時間外であっても、例え、いわゆる3ヵ月か半年に1回ぐらいはね、教育長、よく学校に任して、各学校がやっておるといってございませうけれど、それが、どの学校もですね、やはり半年に1回ぐらいは、そういうことをやっていただいてね、やはり1人でも多くの子が、1人でも1冊でも多くの本をね、読んで、身につけてもらったらと思っております。

それから、ですから、学校によっては34人とかですね、50人以下の小学校もございませう。ですから、私、学校へ、ちょっと、パツとふらっと寄った時に、どこ行くか言うたら、図書館行って、皆、子ども達に何冊ぐらい読んでおるんかとか、それから玄関とかトイレのスリッパを、ちょっと見たり、トイレの中の、掃除の、そういうようなんできておるか、ずっと見るんですよ。ほな、だいたい、どこの学校が、どんなん言うんが分かるし、会うた子に会っても、どの子でも、あいさつ、パツパツパツしてくる所もあるし、こっちが言うちゃってしてくれる所もあるしというようなことね、やっぱり、どっかへ目をつけることによって、グラウンドにボールが転がるとか、器具が、そのままになっておるというような所もありますんでね、ですから、やはり、そういうことが、毎日、先生と一体になってね、やはり使った物は、ちゃんと元へも戻そうでというようなことも含めてね、やってもらったらと思っております。

ですから、そういう校長先生、担任の先生は、自分とこのクラスぐらいは、昔と違って、50人も担当持ってないんで、クラスによっては、少ない所だったら、今日日、複式学級にでもしようかというような状態になっておりますんでね、ですから、誰が、何冊ぐらい読んだかなど。読んでない子は、ちょっと読もうでというような声もかけたりね、やっぱり、していただいたらと思っております。

それから、5番のですね、校門に立ってあいさつ運動続けてますかいうんは、これは、私、各クラスの、いわゆる学校、佐用郡、ちょっとようウロウロしておったら、子ども達に会うたら、あいさつようしてくれる子もおるし、かと言って、こっちがしちゃったら返って来る子おると。昔、長谷の大須賀先生が校長された時にですね、登校の時、おはよう、おはようと次々言うて、帰りは、さよなら、さよならと、どの子も切れ目なく、そういう声が続いたというふう聞いております。ですから、そういう校長の1つのやる気さえあれば、例えば、当番作ってでもね、クラスが代わり番こに立って、校長先生も、担任の先生も毎日じゃなくっても、その先生の中で、例え30分ほど早く来てでも登校に立って、校門に立って、そして、あいさつ運動、ずっと1年続けたら、私は、どの子もですね、ちゃんとできるようになったりね、できるんじゃないか思うんです。

これは、今、教育長おっしゃったように、私は、大事なことであって、世の中へ出ておね、会社へ入っても、どこの企業へ行っても、どこの職場へ行ってもね、あいさつのできんようなことだったら、面接に行った時点でね、ちょっとご遠慮してもらおかというような格好になろうと思うし、やっぱり1つのコミュニケーションの始まりですんで、どの子にもですね、あいさつができるような格好の中で、やってもらったらと思っております。

それからですね、自分の家にあつた手伝いをするということで、これも、これについても、やっぱり担任の先生ぐらいはね、例えば、今、自分の、うちの犬の散歩は、朝晩、必ず自分がするとか、昔だったら、そういう機械化がなかったら、子ども達でも農繁期といって、家、稲刈りとか田植えとかお休みがあつてですね、一緒にしたものです。今、今日日機械で、お父さんが乗って1人、全部コンバインや田植え機でやってしまいますんで、そういうことを子どもが田んぼへ行っておるんを、見たこと、あまり言うんか、ほとんど見かけなくなりました。

ですから、私は、やっぱり子どもの間に、そういう仕事でもね、家の、米屋さんだったら、米のことで、それから、その家にあつた、その商売されておたらね、一緒になつ

て、親も子どもも一緒になって、子どもを手伝わせて取り組みした、仕事を、その汗をかく、本当に働くということは、こんだけしんどいんやなということも含めてね、させておく方が、その子のために、社会に出てからですね、良くなっていくと思います。

ですから、そういうふうに各自が、その、女の子でありゃあ、自分の食べた食器でも、今、言いましたように、自分が持って行って、ちゃんと洗ったりというようなことも含めてね、教えて、自分の、毎日続けさすということが大事じゃないかと思っております。

それからですね、私は、学校のですね、監督されておる時、クラブ活動ですね。例えば、野球、バレー、卓球、陸上、ソフトとあります。その時には、その技術向上、相手に勝つことは勿論のことでございますけれどですね、その中で、その躰のこと、あいさつや3分黙想させて、将来の夢を語らせたり、家の手伝いでもせいよとか、そして、何でも食べるとかね、おじいさんや、おばあさんには、親切にする。下級生や動物等をいじめないとか、自分のご先祖、お墓やご先祖、神社仏閣には、言われなくてもですね、手を合わせたり頭を下げる。ごみや空き缶でも、拾ってごみ箱へ入れるとか、登下校の交通事故、信号を守るとか、基本を、そういうことをね、やっぱり、学校の教室の中で言うより、監督が、そういうスポーツを通じてね、やりよう時に、ちゃんと言ってする方が、私は、よく聞いてくれるんじゃないか思うんですよ。監督が、少々荒っぽい言葉であってもね。

ですから、ただ単に、勝つだけの教え方じゃなくって、そういう1つの世の中へ出てね、困らないような格好の中でね、そういう指導をさせていただいたらと思いますし、生涯学習課長もですね、ママプラザなんかで、いわゆる子ども達にね、インストラクターにやってもらって、そういう会合の時にはね、やはり、その歯磨きやら、服を脱いだら、ちゃんと自分でたたむとかね、それから、親には、やはりテレビ10分、15分切っても、昔話、イソップ、動物、そういうやつをね、読んで聞かせてやるとかというようなことをね、やはり、PTAの方にも言うてやる必要があるかと思えます。

三つ子の魂百までじゃないですけど、小さな時から、そういう昔話でも、本の好きなようになったら、字を覚えたらね、親に読んでもらいよって、自分から本を読み出すというようなことにもなろうかと思えます。ですから、そういう良い習慣をね、身につけさせてですね、ちゃんとやっていただいたらと思っております。

いろいろ、教育長に、岡本の、そんなこと、言われんでも、私ら、分かっておると言われるかも分からんけれども、私は、例え、子ども達が、良い習慣、身につけてくれて、世の中へ出て困らんようになるんであれば、岡本、毎議会ごとにも、こうやってお伺いしたり、お尋ねする覚悟でありますので、それぐらいは、ひとつ、そういうことで、ひとつ力を入れてやっていただいたらと思っております。

まあ、そういうことで、1番の良い事を身につけさせるためにはということで、これで終わらせてもらいますけれど、教育とは、本当に人を育てるということで、難しい面がありまして、今日日、中々ですね、若い子が、自暴自棄になって、秋葉原で、車突っ込んでですね、そしてまた、人を抱えて線路へ飛び込んだり、短刀で突き刺したり、そういう嫌な世の中ありますけれど、やはり、小さな時から、して良いこと、悪いことの善悪だけは、ちゃんと教えてやらないと、そうじゃないと、頑張れば、頑張るほど日本ほど良い国はないぞというようなことでね、教えていただいたらと思っております。

それでは、2つ目入らせてもらいます。

今、町長に、予算書見れば、県や国の選挙の金というんは、降りてきて、私も知っております。しかし、それを知っておってお尋ねするわけです。これ全国でね、こういうような場合、短期間の中であればですね、私、これ出してからね、思ったんは、いわゆる、今、景気落ちこんでおるで、3回なりとも、看板取り付けたら、そういう木材とか、看板の業者が潤うってことは分かっておりますよ。しかし、全国で、こういうふうなことで、

やはり、こう衆議院でもね、そういう県知事でも、どんどん4年に1回はあって、こういうふうな機会が、4、5カ月の間に3回もあるという、1つのそういうような時にね、どっこも国から金もろとるでええんじゃ、使え使えというようなことであれば、まさに、今、自民党のやっておるようなばらまきの中でね、これ自分は、私は思うんやけどね、どう言うんかな、赤字国債で、ドンドン発行しておりますんでね、これ自分とこの金は、赤字国債や借金がなかってやるんだったら、私はいいと思うんやけどね、そこらへんは、ちょっとやっぱり全国でするんだったらという意味で、あえて挙げさせてもらいました。

それから、2つ目のですね、開票についても、町長、今、大事な作業であって、間違っではならんと。普通、主婦であってもですね、例えば、庵造さんとか、山田さんとか言って、間違えて、そこへ入れてたりせえへんと思うんですよ。それぐらい。そやで、一番やっぱり、課長の方が、しっかり、こう管理、責任者であって見よってですね、その集計するだけであれば、私は、主婦のパートでもいけるんだらう思うんですが、そこらへん、条例に町長書いてあるんですか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵造典章君） まあ、これは、選挙管理委員会がですね、きちっと、それぞれの選挙において、確実に選挙が執行できるようにですね、体制をつくるということです。ですから、まあ、誰を指名、その事務、選挙事務に委嘱しなければならないということまでは、規定はされておられませんけれどもね、やはり、答弁させていただきましたように、その事務的にも、ある程度慣れた者であり、また、やっぱり、その投票所も、たくさんの投票所があるわけですね。それも日数も非常にかかりの日数。特に、事前投票になりますとね、そういう期間もあります。その間、きちっとですね職員を配置すると。やはり、それについては、一般の人を公募して、何が起きるか分からないということでは、やはり、選挙管理委員会としても、きちっとした責任が持てないということですから、そういう意味で、一応、公平性もきちっと保たなきゃいけないと。公務員、基本的には、公務に当たっている、公務員の職員を選挙事務に委嘱するという。このことの方が、一番、いいんではないかなというふうに思います。はい。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 例えば、発展途上国のような国でね、投票箱を持って、どっかへ逃げてしまったりですね、すり替えたり、そういうようなことは、日本では考えられんことでございますのでね、ですから、その各事前で、各公民館でやっておるような、そこまでは、各自治会長さんらが立ち会ってね、それでいいんかと思うんですけど、その最後の、ここで持ってきて開票する時に、職員の方は、長期勤務時間で、やはり、どう言うんですか国から予算が来ておるでええわというふうにじゃなくて、それだったら、一般の人にも、やっぱり、そういう中ですね、ある程度こう、どう言うんですかね、こう潤い言うたらおかしいかも分らんけれど、例え3時間、4時間でも、パートの時間をあげたらいいんじゃないかなと。手続き的には、わずらわしいかも分らんけど、その昼の勤務時間であれば、職員の方も、それは、当然、超勤もつかんのんかも分らんけれど、晩残ってするということであれば、超勤ということになってですね、職員の、例えば、ほな超勤1時間当たり、坪内課長いくらですか。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 選挙のかかる従事者の人件費ですけれども、これにつきましては、選挙の経費の執行経費に関する、そういう決め事があります。法律があるんですけれども、それに基づいて県政の選挙、あるいは県の経費についても積算されます。それで、交付金、委託金が各町に下りてくるんですけれども、それをベースにすると、1人当たり時間単価2,000円ぐらいになります。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 例えばね、2,000円よりもっと高くつくんじゃないか思う。じゃないんですか。今の昨日のもらった広報の中で、職員の給与、年俸、700万近く、690何ぼとか載ってました。それで、（聴取不能）単価100分の125やったらね。平均でだったら、もっと高くついてくるんじゃないかと思うんですね。

ですから、例え4時間であっても、ほなら2,000円だったら、8,000円というふうになります。その繰り上げとか繰り下げでね、職員を、その開票の人は、ちょっと勤務ずらしで遅く出させてするんだったらええけど、まあ、そりゃ、国からくれよう金やで使うとけつと言うんでいくのかね、そこらへんを、そして例えば、選挙費用で来ておったら、他のことに流用ができんのんでしょ。これは。

議長（西岡 正君） はい、坪内課長。

総務課長（坪内頼男君） 選挙費用、それは、もちろん流用とか、そういうものは絶対できません。

それと、私は、この質問をいただいた時に、開票作業というような形で、今のご質問も、そういう作業ですけれども、開票というのは、ただ単に票を開いて、AさんBさんと分けるという作業だけではありません。そういう作業に従事する職員というのは、非常に少ないです。

後、その点検とか、それから氏名等も、はっきりと書かれている部分、あるいは不明な分、そういう物を審査するとか、そういう作業が非常に大きいです。ちなみに、前回の、今回の選挙で予定してある、開票事務に従事する予定してあるのは、40名です。その中で、岡本議員が言われた、ただ、開票するという作業に携わるのは、それだけに携わるという職員は、本当に数名です。後、言いましたように、その点検とか、審査とか、有効、無効の審査、そういうもの含めて、その40名で対応してますので、少し、一般の方でもという、やはり、そういう面では、選挙管理委員会としては、そういう1票の、その間違いというものが、ただ単に1票の間違いだけじゃなしに、当否に影響するような間違いであれば、再選挙というようなこともありますので、そういうところは、やっぱり選挙管理委員会の方も理解していただきたいと思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番(岡本義次君) 例えば、40 人の方使われてですね、1 時間に 2,000 円ぐらいとして、
だったら、ねっ、4 時間だったら、これ 8,000 円だったら、大分要りますね。まあ。です
から、そういうこと、私は、その読み書きで、1 票でも、それは間違えたらあかんこと
ですけれど、普通、大人であれば、字も含めて、こう見て、最終的には、また管理者の方が、
チェックしていきようし、選管の、こう並んだ方もいらっしゃるし、こうずっと束にした
やつ見よったらですね、それは、そんなに間違いはないんじゃないかとは思うんですけれ
ど、まあ、sonだだけ役場の優秀な方じゃなけん勤まらんということであれば、しょうな
いんかなというふうには思いますけれど、そういうことも含めてね、やはり、ちょっとず
つでも変えていかんと、世の中、ドンドン、ドンドン変わっていきようでね、そこらへん、
いつまでもいうことは、どんなもんでしょうか。やはり、そのままじゃないといけない
ですか。

議長(西岡 正君) はい、総務課長。

総務課長(坪内頼男君) このままではいけないというのではなしに、町長もお答えしてい
ただいてますけれども、投票事務に関しては、投票の事務に関しては、例えば、投票用紙を
お渡しするとか、そういう事務については、できる可能性はあるし、例えばです、今回
の県知事選挙でも、国会が解散して同日選挙で衆議院選挙も重なったと、そういうふうな
場合でしたら、当然、今の人員体制、職員で、あるいは臨時職員の方をお願いしても足ら
ない場合もあります。そういう場合は、今、ご提案していただいているような一般の方も
求めて、地域の方にも協力を願って、そういう体制は、やっぱり考えていかないとはい
けないとは思っています。

[岡本義君 挙手]

議長(西岡 正君) はい、岡本義次君。

4 番(岡本義次君) 分かりました。
まあ、そういうことで、私の低い次元だったんかも分かりませんが、やはり国全体とし
て、経費が抑えられるもんについては抑えたり、また一般の人にも、金が少しでも潤うよ
うな格好の中でいけたらという思いで、ちょっとお尋ねしたところでございます。
それから、今回の選挙の中でですね、例えば、奥海なんか開票の場所が変わるんですか。
そこらへんは、どんなんですか。今、そのままですか。石井でやっておりますけれど。

議長(西岡 正君) はい、総務課長。

総務課長(坪内頼男君) 開票所は、もう 1 カ所で、文化情報センターで開票します。投票所
については、変わりません。

4 番(岡本義次君) 分かりました。この間、佐用で、奥海の人に、ちょっと会うた時に、
そういう噂の中でね、今度、平福まで行かん選挙ができんようになるんだったら、わし、
もう選挙行かん。誰がなっても同じやということを言いよったで、いや、そんなこと聞い
てないですよというような中で、今、石井でやりよんだったら行くけど、平福までになっ
たら、わし足がないし、もう行けへんぞというようなことを言いよったった方があったで

ね、ちょっとお尋ねしたままでございます。

以上でございます。どうもありがとうございました。

議長（西岡 正君） 岡本義次君の発言は終わりました。

ここで暫く休憩をいたします。再開を 11 時 15 分といたします。

午前 10 時 58 分 休憩

午前 11 時 14 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。次、2 番、新田俊一君の質問を許可いたします。

〔 2 番 新田俊一君 登壇 〕

2 番（新田俊一君） いつも、3 番目で、こう出てきまして、昼食時間に、こう、後なことで、ちょっとこう気がモヤモヤしとんですけども、ちょっと遅れるかも分らんけども、我慢していただきたいと思います。

質問事項といたしまして合併後の交通網及び環境と小河川についてお伺いをしていきたいと思ひます。

まず 1 番目でございますけども、佐用郡 4 町合併協議会の資料や合併の旧 4 町長が協議された各町の重要事項についての申し送り資料が、広報誌や合併協議会だより等で町民に配布されました。私は、その機関誌を読み、また合併協議会の委員として参加して、よく考えて合併しないより合併した方が町民のためになる。必ず町民の発展につながると信じて佐用郡 4 町の合併に賛成し、努力をして参りました。

やっと平成 17 年の 10 月に合併が成立し、本年で 4 年が過ぎますが、にしはりま環境事務組合のごみ処理施設の焼却炉については、二転三転し、炉の大きさも二転三転しております。当初、3 町で焼却炉の炉の大きさは、技術者や学者先生、検討委員会等の中で 150 トン炉適当であるということで、進めてまいりましたが、少子高齢化の中、132 トン炉で決定され、炉の機械の選定に入ったわけですが、いつの間にか、120 トン炉、100 トン炉と変わってきました。最後の頃には、90 トン炉ということをお伺いして、説明も受けましたが、最終的には、89 トン炉ということで決定されたそうでございます。されました。このように、ころころ、ころころ変わるということについて、あんまりこう、その経緯については、説明がなかったわけなんですけども、こういう変わるということは、学者先生も何を考えて、どのような勉強されてやられたのかと、例え 150 トン炉が駄目だったとして、132 トンで決定されたら、その時の、その時の事情で、きちっと説明されたわけなんですけども、その 90 トン炉、89 トンですか、に、一挙にこう 40 トンも下がってくるというようなことは、普通の学者先生では、計算ができなかったのかなと非常にこう不審に思っております。誠に持って計画性がなかったと思ひます。

工事完成予定が大幅に遅れていますので、関係集落には説明されると思ひていますが、完成が遅れていることに、計画のなさを感じます。周辺整備は進んでいますが、三ツ尾から西大畑地区までの生活道路は、三ツ尾の工食用道路の入口で、中止と決議されたようですが、なぜ中止になったのかお伺いします。また町民が安心して暮らせる町づくりと、安心で安全な交通網や環境づくりについてお伺いいたします。

2 点目ですが、合併協議会の主要施策として、都市圏への時間距離の短縮に向けて、国道をはじめ、広域の交通網の整備の促進とともに、町道や橋梁など、生活道路の整備に

努め、日常生活の利便性の向上促進を図ると明記されていますが、このことは信じていいんですか、お伺いいたします。

3番目ですが、前の質問でも、町長にお伺いしたわけなんですけども、何も、そのことについての動きがないようでございますので、ちょっとお聞きするわけなんですけども、千種上郡線の明尾地区の道路改良と橋の架け替えについては、どうなっていますか。また、岩崎地区の道路改良と橋の架け替えについては、どうなっているか、お伺いをいたします。

4番目ですが、国道179号線の茶屋地区で一部工事が残っていますが、なぜなのか。場所が、ちょうど藤多店の、ちょっと上から、本多石油の上です。もし、これに不都合があれば、もっと努力をして、1日も早い完成をするべきだと思いますが、いかがですか。お伺いをいたします。

町道大畑線で、三原地区の道路の一部が、完成直後から割れや、今は、剥離状態になっています。各所で点々補修の様な状態で、修繕されていますが、その修繕は、町単費でやられたのか、にしはりま環境事務組合の経費でやられたのか、請負業者の瑕疵責任でやられたのか、お伺いします。

6番目ですが、にしはりま環境事務組合のごみ処理施設の工事用道路とはいえ、三ツ尾地区の工事用道路の傷みは酷く、普通の車では、腹をすり、危険な状態です。また、天気が続くと、土ぼこりが酷く、ぶどう園に被害の恐れも感じますが、それでいいのか。また、道路には、水道管が入っているのですが、その保護コンクリートも、めちゃめちゃに割れています。その状態でいいのか、お伺いをいたします。

最後に、小河川は、雑木が繁り、危険な状況になっています。これの処理はできるのか。また、旧三日月町の河川も所々に、堆積土を除去されていますが、多くの箇所、堆積土があります。水害の予防を考えても、1日も早い除去工事を、進めてはどうか、お伺いします。

この場での質問は、終わります。

議長（西岡 正君） それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、新田議員からのご質問にお答えさせていただきます。

まず、循環型社会拠点施設建設に係るご質問でございますが、施設の建設につきまして、当初計画よりですね、いろいろと、その経緯は、これまでも、ある程度、説明を、当然させていただいておりますけれども、遅れておりますが、今、環境に配慮した、また無駄のないですね、より良い物を建設したいということで、もう最終的に89トン炉ということですが、溶融施設はなくして、灰、主灰、また飛灰ともですね、リサイクルをする、場外で処理をするという方式ということで決定をさせていただきまして、今、施設発注に向けてですね、鋭意事務を進めているところでございます。最終的には、平成24年度の供用開始ということで、まず、これについてはですね、確実に責任を持って、私も管理者としてですね、進めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それにかかるですね、周辺整備事業といたしましては、周辺の地域の皆さん方と、いろいろとお約束をさせていただいて、ご協力をいただいて順次、この点については、先行して進めているところでございます。

まず、三原、西大畑の約3,000メートルの町道大畑線整備でございますが、なぜ、三ツ尾の工事用道路入り口で中止と決議されたのかというふうなご質問をいただきましたけれ

ども、そのような事実は、全くございません。過去、3年にわたって、地元のご理解と、ご協力をいただきまして、計画通り三原、三ツ尾間の整備を、まず、最初に進めて参りました。残りの三ツ尾から西大畑の間の約2,000メートルも地元との合意内容に沿って、順次、これ今後、整備を進めてまいります。

その整備方針の内容でございますが、三原、三ツ尾間は2車線で拡幅改良し、三ツ尾、西大畑間は暮らしの道整備的改良によって1.5車線化整備手法で現道を拡幅、視距改良や待避所設置を行い、すれ違い困難力所、また危険力所の解消を図ります。ただし事業の実施に当たりましては用地確保等地権者等の対応に対して、につきましては、地元の全面的なご協力をお願いするというふうな、ということになっております。

三原、三ツ尾間約1,150メートルにつきましては、本年度下期発注予定の本舗装で事業が完了し、お尋ねの三ツ尾、西大畑間約2,000メートルにつきましては、地元集落との調整を経て、先日、調査測量概略設計業務を発注をいたしたところでありまして、今後は、その成果品が出来次第工事着手に向け、住民の生活道路として、まず、どこから実施していくのか、地域の住民の皆さんと十分協議をしながら、優先力所を決定して、順次工事を行って参りたいというふうに考えております。

次に、国県道をはじめ、広域交通網の整備及び町道・橋梁などの生活道路整備に努めるということを感じていいのかというご質問であります。当然、まあ、安心・安全な住民生活を営む上で、社会基盤として橋梁を含めた道路網の整備は重要な施策として認識をいたしており、現下の厳しい財政状況を十分理解しながらも県のお力をいただき、国県道の整備推進を図り、町にありましても生活道路の整備に最大限の努力を傾注をしているところでございます。

兵庫県にありましては、非常に厳しい財政状況の中ではありますが、本年度末、供用開始の姫路鳥取線接続の佐用平福インターチェンジの整備も進めていただいておりますし、国道関係では179号三日月地区の自転車歩行者道整備は一部の課題を残しながらも、順次、進んでおります。徳久バイパス整備につきましても、行政報告でも申し上げましたけれども、来年度からの事業着手が確実に約束をいただき、佐用坂の頂上付近から上町住宅までの歩道設置事業も本年度用地、補償事務が順調に進めば一部工事着手の可能性も見えて来たところでございます。

373号円光寺トンネルが、昨年度供用開始をされ、延吉平福地区の歩道整備は一部課題を残しながらも概ね完了しております。また、中上月地区の歩道設置は本年度、まず踏み切り拡幅工事に着手の予定でございます。

県道にあっては、特に合併支援道路としての上三河平福線及び若桜下三河線が地元関係者のご理解をいただき、鋭意進捗しているところでございます。

また、町にあっては主に生活道路として、地域の実情にあった整備の推進に重点をおきながら進めております。

次に県道千種新宮線の明尾地区の道路改良及び橋梁の架け替え、また岩崎地区の道路改良及び橋梁の架け替えについてのご質問でございますが、明尾地区につきましては、平成30年度までの整備計画を網羅した平成20年12月策定の県における西播磨地域社会基盤整備プログラムには、挙がっておりませんので、道路改良の事業化が非常に難しい、厳しいものと判断をいたしております。

また、町道橋であります明尾橋の架け替えにつきましても、ご承知のように現場の状況から、まず、県道の道路改良を先に実施しないと、町道の架け替えということが困難であります。先行しての架け替えについては、難しいというふうに思います。ただ、今回の臨時交付金事業で対応を考えております橋梁の長寿命化対策事業で得たデータを基に、さらに県への要望等も含めて整備手法の検討をしていきたいというふうに考えております。

岩崎地区につきましては、平成 17 年度策定の社会基盤プログラムには挙げていただいておりましたが、今回のプログラムでは、当面、事業着手を見合わせる力所として位置づけられまして、少なくとも平成 30 年度までの事業化の見込みが厳しいものと思われませんが、町にあっては明尾橋同様、岩崎橋の架け替えについても県道の道路改良待ちということとしておりましたが、今回の県の見解を受けまして、暫定的ではありますが、左右の地覆部分をフラット化して現況幅員 2 メートルを 2 . 4 メートルにする上部工拡幅工事を施工すべく、本年度に予算措置をいたしております。

なお、この県の動向、あるいは拡幅工事内容につきましては、地元自治会長さんにもご説明をして、ご理解もいただいているところでございます。

今後とも、県へは地元と歩調を合わせた継続的な要望活動を続けていくことを確認しております。橋梁長寿命化対策事業でのデータも本格的な架け替え事業に貴重なものになるものと期待をしているところでございます。

次に、国道 179 号茶屋地区の自転車歩行者道の事業進捗の件でございますが、三日月地区の国道 179 号交通安全施設等整備事業は県の事業主体で、平成 10 年度から事業着手され、10 年が経過し、関係者の皆様のご理解とご協力のもとに、概ね順調に進捗をいたしております。ご指摘の地区で、旧国道交差点部分の改良も含めて約 130 メートルの工事が残っております。

県におきましては、交差点部分の安全性向上の検討を行うとともに、関係者のご理解とご協力を得て早期完成に向け最大限の努力をしていただけることになっております。町といたしましても、これまで以上に県と連携を深め、関係者へのお願いと、ご協力を得る努力をしなければならないと考えております。

次に、循環型社会拠点施設建設に係る周辺整備事業としての町道大畑線道路改良での補修修繕の件でございますが、実際、工事完了後、残念ながらご指摘のような不良力所が発生をいたしまして、生活道路として関係住民にご不便をお掛けすることとなりましたので、請負業者と十分協議を図り、納得の上で瑕疵責任があるということで補修工事を指示をいたしたところでございます。

次に、にしはりま環境事務組合のごみ処理施設の工事用道路工事についてでございますが、ご質問の道路は、認定外道路となっておりますが、土地造成及び進入道路工事の中で、本年 1 月中旬から 5 月中旬まで調整池堰堤工の生コンクリート打設のため、毎週 1 回 2 百、3 百立米の生コン車で 50、60 台が通行をいたしました。現場は粘性土で一度雨が降ると、なかなか乾きませんし、一方、乾燥すると土ぼこりを引き起こすなど、一般に言われる赤土で、通行されるぶどう耕作者には、大変ご不便をおかけしたところでございます。このため、請負業者は工事の内容においては、天気の良い日で、工事資材の搬入車両の多い日は、散水車の水撒きなどで対応しております。

また、コンクリート舗装部分のクラックについては、小規模谷止工と工事用道路の擁壁工の生コン搬入が終了後、コンクリート舗装を計画をいたしておりましたが、地元ぶどう耕作者の要望によりまして、ぶどう収穫終了後の 10 月中旬以降に施工をすることで協議をいたしておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

最後に、河川堆積土の除去についてでございますが、議員もご承知のように、毎年県の委託金を受けて旧 4 町毎の箇所合計 1,000 万円以上の除草と併せて堆積土除去工事を行ってまいっております。21 年度は、20 年度地域活性化・生活対策事業費の繰り越し分としての 2,000 万円と、毎年の通常予算 1,000 万円と併せて合計 3,000 万円の事業展開を予定をいたしておりますので、議員ご指摘いただきましたように、できるだけ早くですね、この堆積土の除去について、実施をしていきたいというふうに思っております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） 再質問を、ちょっとさせていただきます。この、炉の選定についてなんですけれども、132トン炉から最終的には89トン炉になったわけなんですけれども、日本ででも、有数の偉い学者先生がね、こんなに、子どもでも計算できるような数式がね、いっぺんに40トン以上も、ころっと変わって、何もせん間にころっと変わってやってもとるといふ、そういう、その変更が簡単にできるような学者先生をお願いしておるんか、あまりにも、それのところが、はっきりしないと言うんですかね。先生に何回も来てもらって、これただでは来てくれないと思うし、費用も十分かかったんじゃないかと思うんですけれども、これだけ大きく、ころころ変わるということについて、何回も、こう集会して、経費が使うたことが、これ本当に無駄遣いになってくるんじゃないかと。もっと、こう真剣にね、最初から考えてやっておけば、このような、当時は150トン炉で余裕を持ってするんだというようなことを言っておられました。その後、132トン炉で、バックアップ効果がどうのこうのとかいうような、いろんなわけの分からないようなことをつけて132トン炉ですか、なってきた、いつの間にか、これ120トン、100トン、90トン言いよったんが、ほんまに90トンかと思ったら、これ違うとんや。89トンやなんて言うたら、そんなね、報告するにも、きちっとした、やっぱり報告をせな、僕も90トン炉か思うとったら、しかられたんです。これ89トン炉やぞい。確かに、それ僕も間違っておったんですけれども、言い方がね、説明の仕方が、あまりにも曖昧と言うんか、中途半端と言うんか、きちっとしたことは、やっぱりしてもらわんと、やはり、こういうふうなことが起きて来るんじゃないかと思うんですが、そのへん、どうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） この広域的にですね、こういう施設を建設していこうという中で、当初、かなり以前になりますけれども、そのごみの量につきましてはね、当時は、かなり、これからドンドン、ごみの量も増えていくということも、当然数値の上で、こう計算がされております。私達も、もう既に10年近く前のことになるわけなんですけれども、こんなにたくさん、いくらの規模になるのかということについてはですね、当然、最終的に、そのごみの減量、リサイクル、資源化、そういうものも、細かく検討した上でですね、決定されるものでありまして、まあ、当初のコンサルなり概略の設計言いますか、計画においては、これは、まあ、かなりそのへんが曖昧なと言うんか、細かく計画されたものではないという認識は持ちながら、最終的には、それをきちっとやらなきゃいけない。決して、大きな物を作ったらいいわけではなくてですね、無駄のない、できるだけ、コンパクトな物をつくって、後の当然、イニシャルコストにおいても、ランニングコストにおいても、少しでも軽減をしていかなきゃいけないということは、十分、そのへんは、認識をいたしておりますから、それで、132トンというものが、一応計算されて、150トンというのは、私も、一番最初に、それぐらいじゃないかなという話があったと思うんですけれどもね、それは、計画の上では、きちっとある程度コンサルが出して来たのが132トンということではなかったかと思えます。

ただ、その後、非常にごみの、この資源化、減量化ということが、環境問題も含めて、指摘されてですね、それとごみの排出量等の推移、そういうものも、その指数と言います

か、今後増えていく量というのが、だいたいまあ、国なんかにおいてもですね、こう数字の上で、1つの計算が示されてきて、それによって、再度計算されたものが、約90トンである。最終的にですね、これには、もう少し大きいものということもあったわけですが、当時、合併をいたしまして、その広域化の中で、11町であったものの中の姫路市が、安富町がですね、姫路市に入られて、姫路市の方においてもですね、この組合から、一応、脱退をすとか、しないとかというような、いろいろな問題の中でですね、できるだけ、その負担経費を軽減するためにもですね、この、もし、この炉が、いろんな災害とか、後、重要な、そういう時に、余裕部分というのがあるんですけども、そういう部分についてはですね、姫路市の新しい炉で少しでもバックアップをしていただくと、そういうことで、国における、その申請の中で、炉の、そのへの規模をですね、能力を軽減をすることができるという、そういう手法によって、90トンということになったわけですね。

まあ、その後、細かく計算して、最終的な申請をする上で、これは1トン、2トンの差はですね、最終的に細かく計算して指数の上で出して来ないと出ないものですから、それで1トンの差というものが出来たと。これは計算上の最終的な誤差だというふうに考えていただいたらいいんじゃないかなと思います。

まあ、そういう経緯の中で、私は、逆に、こういう、これから建設すれば、後20年、30年というですね、長く、これから、処理施設として、運営をしていく上でもですね、無駄のない、少しでも経費の削減もでき、また環境問題についても、今回は、灰の処理というものをですね、100パーセント場で、それもリサイクルすると、資源化するというような形が取れましたのでね、まあ、この計画が非常に遅れた点についてはですね、非常に迷惑掛けた部分もありますけれども、その、これだけの期間の中で、結果的に、今、そういういろいろな施設の内容がですね、よりこれからの時代に即したものになったというふうに思っておりますので、まあ、決して、この検討してきた期間が、全て無駄なものではなかったと。かえって、長く使う、これからの時代の処理、こういう環境、循環型社会の拠点施設という名においてですね、よりいい物になってきたんではないかというふうに、私は、思っております。その点は、ご理解いただきたいと思っております。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） 理解できないことはないんですけども、あまりにも目まぐるしく変わるのですね、ちょっと不信感を持っております。

また、同じようなことなんですけれども、焼却炉の機種ですか。これについては、もう当初からガス化溶融炉と、これは、新式で、ごつつうえんやと、それで、ガス化溶融炉ありきということで、ドンドン進められた。私は、ストーカ炉も、もうちょっと考えたらどうかというような話も、よくさせていただきましたし、メンテの件におきまして、ガス化溶融炉であれば、年間2億ぐらいいるんじゃないかと、ちょっと超すんじゃないかというような話もありました。ストーカであれば、8,000万ぐらいでメンテができるんじゃないかと、毎年のことやから、相当差があるから、もっと検討するというあれはないですかって言うたら、いや、もうガス化溶融炉やと、もう、これありきでドンドン、ドンドン進めていって、いつだったか、入札の日は知らないんですけども、されて、間もなく直ぐに、また変更されて、ストーカ炉に変わってきたと。何で、そういう、そのガス化溶融炉で、あれも爆発もようしたしね。あっちやこっちで、事故もたくさんありました。しかし、そういう時でさえ、ガス化溶融炉ということで、押し切って来られたんですけども、入札

が終わった後、急にストーカに変わってきたといったら、そういった意味は、どういうことなんでしょうか。ちょっと、お伺いしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵道典章君） 非常にですね、こういう長い時間を掛けて事業を実施していく上で、その間の、いろんな社会状況というのなり、その周囲の環境というのは、変わって参ります。で、当時、にしはりま環境事務組合という、広域化をしていく、県も、これも県下のですね、こういう処理、たくさんある処理施設をですね、それを統合して、広域化をしていくという方針が出されて、そういう背景にはですね、当時は、ダイオキシンの問題、非常にまあ、環境問題が指摘されてですね、それに対応していくためには、どうしても、こういう小さい規模ではですね、炉では、中々対応ができないと。連続炉、24時間の連続焼却をしていくというようなね、そのためには、100トン以上ぐらいな規模でないですね、これは難しいというようなことが言われたわけですね。国においても、そういう指針が出されて、そして、その中において、このガス化、まあ、溶融ですね。溶融をする。これは、まあ、その燃やした時の灰のガス。いろいろな、そのダイオキシンを含めた有害なもの。これと同時に残った灰の処理、これがまあ、非常にまた、大きな問題になったわけです。同時に、これを灰を溶融をして、スラグ化してですね、そして、また資源に使うという方式、こういうものが、1つの当時の主流になっていたわけですね。

で、それによって、直接溶融と言います、その、そういうガス化溶融炉もそうなんですけれども、焼却しながら、溶融してしまう方式と、ストーカ炉、本来、従来のストーカ炉という形で、残った灰をですね、出てきた灰を、また別に溶融する方式、両方が方式があったわけです。ですから、どちらにしても、当時の厚生省からの指針は、灰は溶融をするということが前提で、こういう交付金等が交付されるということが出てきたわけですね。そういう中で、じゃあ、どちらがいいのかと。それで、技術委員会、先生方の、いろんな学者の皆さん方の委員会においても、これは、どちらでも、それは技術的には、いいんではないかと。問題はないという結論の中でね、ガス化溶融炉という方式を最初に管理者の中で決めたというのが経緯ですね。

ただその、当時は、そういうガス化溶融炉というのが、1つの新しい方式のような形で、非常にまあ、全国的にも、いっぺんに、いろいろとつくられたと。そして、メーカーなんかも、いろんなメーカーが参入をしてですね、そういう事業に入って、いろいろと建設をされたと。そこに、理論的な問題だけでは解決しない、やっぱり、経験と技術、実際、その施設の信頼においてですね、まあ、施設によっては、問題を起した施設が出てきています。まあ、その、きちっと計画どおり運営、実際に、動いている施設もあるわけですね。で、やはり、ガス化溶融ということについて、当時、組合で決めたからですね、かなりのたくさんのが、全国で、実際に、実証炉として出来上がってきたわけですね。そのまあ、実施をしてきたものを検証をする中で、このガス化溶融炉にも、決して100パー、いい点ばかりではないという、まあ問題のある炉もあるということが出てきた。

その1つの大きな問題は、そのガス化溶融で溶融するためにですね、そのごみその物が持つエネルギーだけでは、カロリーだけでは溶融しない。非常にまあ、今、資源化をしたり、分別をしていく中で、ごみの質が悪くなってですね、それが、ドンドン、そのカロリーが、ごみ全体が持つカロリーが減ることによって、助燃剤と言いまして、溶かすために、さらに灯油でありますとか、ガスであるとかいうものを使わないとですね、溶融しないと、そういうことが、各、その今まで出来上がってきた施設で、生まれてきたわけですね。

それと、もう1つは、国においてですね、実際に、溶融することがいいのかと。溶融するためには、どうしてもエネルギーを使うということで、その溶融そのものについての問題点が、この環境問題の中から指摘をされてきて、厚生省においてもですね、方針が変わって、溶融を条件としないということになってきたわけです。で、そういうことで、一応、まあ、私とも、いつまでも、そういうことの議論の中で、事業を進めず、待つわけにはいきませんので、昨年に入札を行うに当たりましては、ガス化溶融炉、または、このストーカ炉、どちらでもいいという、当初の技術小委員会から出た答申に沿った形での入札を実施いたしました。しかし、実際には、1社しか、それが、応札がないと。参加者がいないという中で、一応、これでは競争性が保たれないんじゃないかということの1つの理由の中で、中止をいたしまして、延期をいたしまして、その後、県におけるですね、1つの環境対策の事業として、焼却飛灰、それから焼却主灰、その灰をですね、資源化をするという事業が立ち上がって来た。これは、1つの時代の流れの中で、当初、計画していた時には、そういうものが一切なかったわけですがけれども、私達の、今の計画の途中の中で、そういう、その事業が生まれてきたわけです。それなら、一番、それが、環境問題においても、また施設の周辺に対する環境負荷においても軽減ができる方式ではないかと。それならば、灰を処理するためには、するということであれば、この施設で溶融するのではなくって、ストーカ炉によって、焼却、これは、そういうダイオキシンとか、そういうガスとか、そういうものについては、きちっと、今でも、それが技術的には、クリアできる施設になるわけですから、それ、出て来た灰は、場外へ持ち出して資源として活用、使うと。処理をするという方式に変えようと、そういう、その、やはり、その時に流れの中で出て来た、やっぱり、一番ベストな方法をですね、やっぱり選択すべきだということで、まあ、今回の今の仕様書を作って、業者からの参入、参加を求めて、今、提案者を募集しているところです。

ですから、まあ、そうかと言ってもね、また、これ、じゃあ、次、ドンドン変わっていくじゃないと言われてしまいますけども、そうは言っても、やっぱり事業としては、ある程度期限というものが有りますから、その中で、最大限の物を、いい物を選択しなきゃいけない中でね、組合としても、もうこれ以上、各構成町の状況、施設の状況見ても遅らせるわけにはいきません。ですから、現段階における、一番ベストな方法ということで選択して、これで進めていくということの決定のもとに進めさせていただくわけです。

以上です。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） 最初ね、あそこに、ごみ処理施設を持ってくるということには、時には、非常にこう、心が躍るような、旨い言葉を、いっぱいこう、文章に並べてね、電気をおこすんやと。その電気を有効利用するんやと。熱が出るんやと。その熱を有効利用するんやと。ビニールハウスなんか、そういうところへ、2トンダンプか4トンダンプのタンクの中へ、それ凝縮して入れて、それドーっと入れたら、促成栽培ができるんやさかい、それもできるんやというような、まあ、そりゃまあ、歯が浮くような話をドンドンされてきてね、実際は、そういうことは、これのようです。

だからね、あまりにもこう、飴ぶら下げたり、夢ぶら下げたりしてね、大きなことばかり言われてて、結果は、そういうことがなくなってしまったというようなことで、非常に残念に思っております。

もし、熱利用がなんぼかでもできるのであればね、それは、それで検討はしていただいていただきたいなとかように思います。

その次ですけれども、先日、三原地内で、入札があったそうなんですけれども、1工区から5工区までありますからね、特に、この1工区の傷みが酷い。僕も友達もおりますし、上郡で、ちょっと仕事もしてありました関係で、よく、あそこ通るわけなんですけれども、もう軟弱な土でね、べちゃべちゃな土をこう、入れて、盛土しておったと。それで、友達が、あれだったら、またコンクリ割れてしまうで。とてもやないけど、コンボが通ったら、土が、こう揺れよったわけですね。全体が。あれは、液化現象言うんですか、どない言うんですか、こうおかしな事になってしまうぞと、直いたらええのにな。あれ。監督さんよう知っと思ってんだらうかなというような心配しておりました。その点、舗装されたのは、ええんですけれども、最近、舗装をされておりました。何か、セメント入れたり何かしておった力所もありました。舗装にできなかったんでしょう。多分、舗装の業者が、セメント入れたり、いろいろとこうやって、やっておられるのを見ました。ああ、丁寧にしよんなどと思うておったんですけれども、何せ、下が、CBR7もない、CBR7以下の悪い、悪い土ですからね、この度は、直すんが、何平米ほどあるんか知りませけれども、もう全体的に、亀の子みたいに、ひび割れがいつてもて、大変なことなんですよね。これ。たった、1年や半年でね、あんなことになってまうようなことは、非常にこう、せつかく工事していただいたのに、申し訳ないなと。何とか、これが、早く整備して欲しいなと言ったら、入札されたということで、若干はまあ、安心したんですけれども。

ほなら、町長も、さっき言われて、ちょっと聞き逃したんですけれども、今度の、前の補修も、この度の工事も、全部瑕疵責任で、全部その、請負業者が負担をして修繕をされるんですか、もういっぺん、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

町長(庵造典章君) まあ、三原線につきましては、私も、それは当然、技術的な問題は、現場の責任者の方で、いろいろと当然検討してね、そういう問題がないように、施工していく、監督していかなきゃいけないということなんで、その点については、お答え申し上げられませんが、そこは非常にまあ、軟弱な、あの辺がですね、地盤であると。工事途中も、その設計においてですね、その現場の発生土でやっていくという、入れ替えをしない、するようですね、設計がされてなかったという点はあると思うんです。ですから、そこを、その十分にですね、その現場を見ながら、必要であれば、土の入れ替えを行っていくというね、やっぱし、ことが必要ではなかったかと思えます。

ただまあ、そういう、その、第1回、その(聴取不能)から、まだ、上の舗装まではしないと。当然、工事があそこにあって、非常にたくさんの車がですね、通るということですね、仮舗装で止めて、本舗装は、その、大きな車両等が、工事が終了後ですね、行うということで、今のよう状態にさしているわけです。

ただ、その前に、たくさんの車両が通りましたからね、非常にまあ、かなり陥没したり、いろんな所については、業者の方の責任として補修、なおさせたということですね。ですから、後のその、今度の舗装について、それについて、もう一度、路盤等の確認をしてですね、修繕して、やっていく分についてはですね、これは、まあ、今回、次の工事としての事業と、経費と、事業としてですね、工事の内容として、そういうものも対策も含めた工事の内容で発注をしていくということになるかと思えます。

これは、あの、業者さんの、請負業者さんの、ただ、責任だけではない。当然、まあ、その入れ替えをしなければいけないということになっているのに、入れ替えてなければ責任ですけれどもね、そういう土を使ってやるということで指示をしておればですね、そこまでも、請負業者のね、責任で全部やらせるというわけにはいかないと思えます。それはね。

後、課長の方、そこらあたり、今回の入札言うんは、どこの部分言われているのか、ちょっと僕も分からないんだけど、まだ、舗装は発注してないでしょう。課長。

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） お答えします。議員おっしゃっている力所については、三原の一番手前言うんですかね、1工区だと思います。

それについては、町長からも、度々指摘あった所です。それで、先ほど、町長が申し上げましたように、あくまでも、基層という部分で、最終形じゃございませんので、併せて、それと平行して、拠点施設の工事用道路が通ると、ある程度は予想しておったんですけれども、昨年度の瑕疵期間中ですね、これについては、十分協議の中で、過去形については、業者にご負担をさせていただいております。納得の上で。今度、この度、6月2日にうった分については、町で発注しました。町の予算で発注しました。三原神社から、ちょっと西大畑寄りの所でございます。議員は、ご案内ですね。はい。町発注でございます。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） これね、道路なんてなものは、下の路床材ですか、路盤材というものはね、上に舗装しようとするれば、CBR7以上のいい土で、路床をこしらえて、結構、碎石入れて、上層入れてというのは、順序良くこう、やっていって、支持基盤こしらえて舗装を仕上げていくと。しかし、業者の方も、自分とかがコンボですくって土を出す。こないせなんたら、落ちんような土をね、そのまま並べて、工事するというふうな、バカなことは、僕は、絶対ないと思います。

それとその、例え監督がない時にやっておったとしても、こういう土だから入れ替えた方がいいんじゃないですかと、やはり係官に、ちゃんとかう、あの、説明して指示を仰ぐと。そのぐらいの業者じゃないと、僕は、駄目だと思うんですよ。ほな、これ160万か200万か知らないですけども、入札された、これ無駄遣いではね。実際。その上の方は、ほとんど傷んでないんですよ。2工区なんかは、2工区、3工区なんかは、外部から、もの凄くええ土を持って上がってきておりました。パチパチのええ、路床が出来てましたよ。そこは、そやから、ベタベタの土だったでね、これは、傷むということは、誰が見ても分かるような状況だったんで、やはりその、気がつかないとか、そういうこと分からなんだか、その土、それを、盛土使ってええという、そういう指示を出しておったと言うんじゃなしに、やはり、そういう事態を目にした時にはね、やっぱりもう、業者の方からも役場の方へ、担当の方に、こういう土なんやけれども、後々、道路がよく傷むところになると、ほうぼうありますね。悪い所が。そしたら、下から、先なおさなあかんのですよ。新しい道つけるのにね、そんなベタベタな土の所へ、上に、ちょっとはったい粉まぶった後、ずっと（聴取不能）って言うて、だまかいて、その横を舗装するっちゅうようなね、そういうやり方は最低ですよ。

だから、それはね、町長は、そないなこと知ってないと思うんですけども、その監督官と業者には、やっぱり強く、やっぱり、あの、なんか本当は、ペナルティかけてもらいたい思いですわ。うん。本当ですよ。160万か200万か、これ無駄な金ですよ、それ。普通であれば、上の方だったら、ほとんどしなくていい所ばかりでしょう。そこだけ、何で、町が、町単費で160万も200万も出してやるんですか。おそらくやったて、150万や

160万だったら、たいしたとこやってない。まだ、他にいっぱい傷むとこあると思うんですよ。何かこう、こないやってビューって赤いやつ引いておったで、ははーん、ここなおすんやなって、見ては通ったんですけどね。そこだけやない。あっちにも、こっちにも、まだクラック入っておるわけだね、そういうとこも、よう考えて、ちょっとこう、臭いものに、ここだけちょっと蓋しとこかなんて、そういうことじゃないと思います。やっぱり、つくって、道つくっていただいた生活道路やから、長年にわたって、大事に使って欲しいんですからね、使わせていただきたいんですから、やはり、これが、ちょっとした道でこう、な—な—道で、こがいしてトンガでかいて、つくった道であれば、多少、そういうことをいいんにしても、大事な生活道路やし、これからまた、環境事務組合の、ごみ処理施設なんかつくるんに、そこに行くんにしてもね、やはり、その道が傷んでしもたら、後へ金が要るんやから、過去に、これからも、そういうとこに金は使えないように、使わないように、何とか、この度ね、160万が200万いろうと、300万いろうと、掘ってみてね、おかしいな、悪いなと思ったら、そのへんは修理していただけるんですか。どうですか。そのへん、ちょっとお聞きしたいんですけども。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） そのへんの技術的なことはね、やっぱし現場を見て、それぞれ技術の方として判断をしてくれると思いますし、まあ、しなきゃいけないと思います。

ですから、当初、そういう土のね、入れ替え、当然、2工区、3工区、土入れたというのは、新しい土入れておれば、それだけの経費を持って、あれを入れ替えているわけなんですね、まあ、かなりのお金も逆に、そこで掛けて、だから、当初から掛けておけば、無駄もないということかもしれせんけども、その、今回、新たに入れ替えて160万が全く無駄というような、当初入れ替えてないから、そういうことになっているということだとは思いますが、その力所がね、まだ本舗装はがしているわけじゃないし、これから舗装する上でね、再度、その必要な所について、当然、何回も繰り返すようなことでは困りますから、これは担当技術者として、担当としてですね、判断をしてやるように指示をします。課長、そういうことで、お願いします。

〔建設課長「はい」と呼ぶ〕

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） ほんまは、もったこう、あの、他のこともお聞きしたかったんですけども、丁度、これ12時まわりましたんでね、これで置かせていただきます。

とにかくまあ、せっかくつくっていただく道路ですから、是非あの、ようあの、担当課も、監督さんも、よく注意してね、業者の方にも、ちゃんと、そういう意見具申もして、どうだということを伝えるように指導していただいて、いい道をつくってください。

すいません。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） 新田俊一君の発言は終わりました。

ここでお諮りします。昼食のため、午後 1 時 15 分まで休憩したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

午後 0 0 時 0 7 分 休憩

午後 0 1 時 1 4 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き、会議を再開し一般質問に入ります。

3 番、片山武憲君の発言を許可いたします。

〔 3 番 片山武憲君 登壇 〕

3 番（片山武憲君） 3 番議席の片山でございます。ただ今から通告書に基づきまして、2 点の質問を行います。

まず 1 点目、下校時の児童の安全対策について。安全確保は、警察、役場、PTA、学校、自治会、一般町民の連携と理解と協力が必要でございます。しかも、無理のない継続的な取り組みが必要かと思えます。現在は、主に、地域の自治会組織の方及び個人ボランティアの方や地域の一般個人の方、そして、学校の先生方、そしておまわりさん、警察官などにより、帯同、見守り、そして注意喚起の旗ですか、旗や文書による、呼びかけなど、様々な行動、取り組みを児童の下校時に、子どもを、下校時に犯罪から守るため、年間を通じてご尽力いただいております。

現在、私は、この郡内ですか、町内全般の、いろいろな取り組みを十分把握はできておりませんが、地元の様子などは分かっておりますので、質問させてもらっております。現在より、さらに、もっと効果を期するため役場職員による見守りパトロールが効果的だと思いますが、どうでしょうか。大きな町でも小さな町でも犯罪に児童が巻き込まれる可能性に差はないと思えます。事故があってからでは遅いです。できることは、やってみましょう。

まず 2 点目、町民の暮らし応援券の検証等について。

1 つ、購入者の年齢層や世帯数などの内訳をはじめとするものは、どうだったのでしょうか。

2 つ目、町民や商工会などから、その他を含めまして、この施策に対する意見や地域商業の活性化を、どのように把握し、分析・検証していくのかお聞きしたいと思います。

さらには、3 点目で、もう一度、この同様の施策が可能があるとは、前回、前回ですか、以前、お聞きしておりますけれども、同様の施策を考えておられるのか。応援券の利用するのが、3 月、4 月、5 月いっぱい終わったところで、まだとりまとめはできてないかと思えますけれども、分かる範囲でお願いしたいと思います。

以上、この席からの質問を終わります。

議長（西岡 正君） はい、それでは町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは片山議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

最初の児童の安全対策につきましては、後ほど教育長の方から答弁をしていただきますので、私からは、町民の暮らし応援券の検証についてのご質問にお答えさせていただきます。

町民の暮らし応援券は、販売セット数 2 万セット、総額 2 億 4,000 万円分を 2 億円で 3 月 1 日から販売し、7 日間で全て完売となりました。

購入者は、7,320 人。内訳は 1 セット購入が 569 人。2 セットの購入 822 人。3 セット購入が 5,929 人となっております。なお、購入申込方法が、世帯でなく個人単位での申し込みとなっているために、また、年齢層についても、幅広い年齢層の方が購入されておりますので、購入者の年齢層と世帯数の把握はできておりません。

今回のプレミアム付き商品券事業については、3 月 1 日の販売開始後、わずか 10 日余りで取扱店から約 7,400 万円の換金申し込みがあるなど、非常に早く利用され、緊急経済対策としての効果があったものと考えております。この事業において、佐用町商工会からは、新規顧客の増加や消費者の購買意欲の向上に繋がっており取扱店の多くは次回の発行に期待しているとの報告を受けておまして、今後も、商工会と協議をし取扱店の反響等踏まえ検証等に取り組みたいと考えております。

また、もう一度、同様の施策はあるのかということですが、既に 3 月議会において議決をいただいて、繰り越しております予算に基づき、今、商工会との検証を含めた協議をしておまして、第 2 回目として 9 月頃を目標にですね、販売をできるように事業の実施に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上で、この場からの私の答弁は終わらせていただき、児童の安全対策については、教育長の方から、よろしく願いをいたします。

議長（西岡 正君） それでは、教育長答弁願います。

教育長（勝山 剛君） 続きまして、片山議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、下校時の児童の安全対策について、現在の安全対策の状況はということですが、最近と言いますか、児童が痛ましい被害となる事件が後を絶たない昨今であります。子どもの安全に対する指導の徹底と、学校・保護者・地域・関係諸機関の連携の強化を図ることが最も大切であると思っております。現行の通学手段は、一部スクールバス、それからスクールタクシーですが、多くの児童、生徒は徒歩通学、または自転車通学となっております。不審者対応だけでなく、交通安全、災害時の通学も心配するところであり、また集落が細部に分かれ、低学年が少人数や単独で下校する時、また人家の見えない所など特に配慮しているところです。

現在、子ども達の安全対策として、小学 1 年生の時に全員に防犯ブザーと鈴を与えています。全児童に持たせて使用方法を指導しているところです。

また、緊急時の一時的な保護と警察等への連絡をしていただく、子ども 110 番の家を、警察各駐在所を中心に店舗、民家に協力していただいております。さらに郡内の理髪組合にもお願い申し上げまして、ちょきちゃんの家として、また町内ガソリンスタンドにも同様の子ども 110 番の家に準じた協力をいただいているところです。その他、全小学校区に自治会防犯グループと保護者や地域協力者によるスクール見守り隊が発足していただき、車両にステッカーを掲げ、普段の生活の中で活動していただいております。

確かに 1 人下校や人家の無いところにおいて、対策は万全ではありません。担当教員が

送ったり、家族や地域の皆様に協力をいただきながら対応しているのが現状であります。

次に、町職員でパトロールを行ってはどうかということですが、公用車に見守りステッカーを掲げ、通常業務の中で見守ることはできると考えますが、こうした児童生徒の登下校時の安全見守り活動は、学校・保護者・地域・関係機関が連携して、子ども達の安全を守ることが大切ではないかと考えているところです。

今年の3月には、地域や学校が主体的に子供の安全を守る体制づくりを目的とした、学校安全ボランティア、スクールガードが全小学校で組織され、また学校においても、学校支援地域本部事業や地域づくり協議会への協力を依頼する動きも出てまいりました。さらに各地で自治会や地域防犯安全グループなど自主的な防犯組織が立ち上がっていることも、非常に感謝しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔片山君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、片山武憲君。

3番（片山武憲君） それでは、再質問させていただきます。2点目の町民の暮らし応援券の方からしたいと思います。

予定しておった応援券が早く完売したということなんですけれども、これは1人3セットまで購入、3セットまで購入できるということでしたけれども、早く完売した後、どうですか、買えなかった人とか、そういう問い合わせとかは、そういう状況について、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔町長「課長」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（廣瀬秋好君） あまり多くの意見はなかったんですけども、2、3買えないかということで、役場に来られた方もございました。心配するほどの方が買えなかったというところまではいかなかったというふうに考えております。

〔片山君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、片山武憲君。

3番（片山武憲君） そうですか、あまりなかった。後、話が続かんようになった。

何か、流れが変わってもてね。いや、あの、そうやね、僕自身も、買えなかったから、当て外れたがないうあれも聞いておったら、もっと言えるんやけれども、それが、1人3セットまでいうたんがあったから、あれも確か、まあ、噂は言わんとこ。いろんな購入の方法で、ええっていうような聞いたことありますんで、まあ、そのへんは、不確かなことを、ほな言いません。分かりました。あまり、多くはなかった。ほとんどの人が買えたと。不幸にも、まあ、ちょっと買いそびれた方もあったという程度で、この点については、ちょっと、これで結構でございます。

そして、3点目のもう一度同様のいうことで、確かに具体的な準備言うんですか、考えておられることですが、前回の、この町民の暮らし応援券、名称で言えば、町民の暮らしを応援するというので、やはりですが、その前回の話の内容では、商工業の方のご商売ですか、地域の活性化、こういう不景気の時でいうことで、が、重点だったので、さらに今度する場合は、町民の方が、この店でも使いたいというような、いう店が、前回は対象に入らなかったと思うんですけど、そのへんも、そのへんを十分考慮されて、考慮していただきたい。これは、前回の実施する時にも、他の同僚、同僚議員の方も、たくさん意見言われてましたけれども、前回、そのへんについての、今の段階での考え方は、どうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長ですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） 町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まあ、もう前回の時にも、いろいろご意見をお聞きしましたけれども、この事業を実施する趣旨がですね、町民の皆さんの暮らしを応援すると同時に、この、これまで人口も減りですね、子どもも減っていく中で、地域の、特に商業者の、この事業がですね、非常に圧迫されると言うんですか、厳しい状況になってきていると。少しでも、そういう地域経済、地域の、その経済に対しての活性、下支え、応援もしていこうという趣旨です。そういう意味で、いわゆる大型店でありましてかね、そういう町外に本店を置かれるようなお店についてはですね、金額が限られた中で事業をやっておりますのでね、一応、そういう方、できるだけ町内の中で、いろいろと長くご商売されて、地域に密着した、そういう事業をされている中で、利用ができるように、このへんは、町民の皆さんにもご理解をいただき、町民の皆さんにも地域の商業というものを応援していただく気持ちで、これを使っていただきたいということで、行って参りましたので、基本的には、その趣旨に沿った形で2回目も、当然やっていく必要があるのではないかなと。これ、あの、商工会員の皆さん方からもですね、そういうご希望なり、要望も聞いておりますし、ご意見も聞いております。これは、今、そういうことも含めて、協議をね、次回の発行に向けての協議を、今して、担当の方でしておりますので、私の考え方も、基本的には、そういう考え方の基に、この実施をしていただければというふうに思っております。

〔片山君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、片山武憲君。

3番（片山武憲君） ということは、前回と同じような考え方ですか、になりそうですけれどもね、じゃあ、そうなれば、この名称も、商工業の方の応援券というふうなんになるんでしょうかね。

議長（西岡 正君） はい。

町長（庵逄典章君） そうではなくって、全ての消費に係わる、何でも、あのね、使える部分ではない。その中の一部です。ですから、今言いましたように、町民の皆様方も、そ

の限られた物の中の商品券でありますから、この部分についてはね、できるだけ地域での、この消費に、事業のお店なりで使っていただけるようにね、やっぱり、町民としてお互いに応援をして欲しいということですので、全体で、商業者だけではなくて、これ町民全体の暮らし、商業者の方の暮らしも含めた暮らしの応援券ということで考えていただければと思うんですけども。

〔片山君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、片山武憲君。

3番（片山武憲君） 前回も、どう言うんですか、いいことを早くいうことで、いち早くですか、他の自治体よりも早いこと実施されてました。そういうこと、事情もありますけれども、今回は、また、この議員、特に、この議員はじめ、関係者の方とよく協議、相談していただいて、いろんなこと、意向を酌みとっていただいて実施されたいということをお願いしたいと思います。

それでは、内容です。質問内容ですけど、再質問ですけども、下校時の児童の安全対策についてに入ります。

今、教育長の方からも、今現在の状況の取り組みをたくさんお聞きしました。私が、今回重点置いているのは、もうすっきりとですね、今されておられる、活動されておられる方については、本当によくやっていただいております。おりますけれども、やはり自主的ないうんか、ボランティアということで、やはりまあ、駄目な時言うんですか、今日は行けないからしょうがないとか、まあ、いつも、その誰かがやってもらえるパトロール、見守りやパトロールなどが、やっぱりできない日言うんですか、できない言うたらおかしいんですけれども、そういう毎日の安定した活動言うんですか、それがやっぱりないと思いますんで、さらに、それを補うには、やはり、今、目に見える、目に見える状態でも、役場の職員、役場の職員は、それは、昼間業務されておられるんですけれども、役場の職員といえどもPTAの方であったり、地域の住民ですから、その形では参加いうんですか、されておられるんですけれども、やはり毎日安心して、子どもを見守っていただける条件が揃っているというのは、僕、地元で、大半、ほとんど9割以上ですか、地元の勤務されておられる町職員の方が、参加言うんですか、していただけてやすいのかなと。

当然、本来の、それぞれの方の担当の業務があると思いますけれども、この私が、この今回、一般質問させてもらっておるのは、特に下校時、下校時がやはり、一番手薄言うたらあれですか、でございますので、その時間が、そう長い時間じゃないですし、ということで、各旧町、そういう言葉もいいんですけれども、各役場の支所とか、担当の課が分散してありますので、せめて、そこら、そういう組織言うんですか、そこで継続して、安定して、ちょっとほなら、この下校時間やぞ、ちょっと行ってこいやということで、回っていただいたら、もうそれこそ、かなり、今までの、今でも、ちゃんとやってもらっておるんですけれども、さらに万全な体制ができるんじゃないかと思うんですけれども、そういう意味で質問させていただきました。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 町職員につきましては、私の方からの立場として、また町長の方から答弁があるかと思うんですが、私は、毎月ですね、管理職の朝会があります。それから、課長会があります。それから、年度初めとか、仕事納めですね、仕事始め、まあ、全町職

員が集まる機会もございます。そういう中で、私の立場として、まあ子ども達の生活を見て、いろんな声かけをして欲しいと、そういうことはですね、機会ある度に、町職員にもお願いしているところです。現実的には、今の勤務では、非常に難しいわけですが、まあ、休日やとか、また下校と出くわした、出張の行き帰りとかですね、そういう時の意識として、町職員の意識として、そういう目を持って欲しいと、そういう思いで、機会があれば、そういう依頼をしているところです。以上です。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 私の方から、職員の勤務としての話になりますので、やっぱり片山議員もご指摘いただいた、お話いただいたように、やっぱり職員が、勤務、それぞれが業務を持って、仕事、勤めておりますのでね、例え、それが下校時、きちっと、その定期的にと言うか、その勤務としてですね、そういうパトロールをしていく、それを1つの勤務にするというのは、これは中々難しいと思います。それは、当然、職員も、町民として、また個人としてですね、通勤時、また仕事で外へ出て行く仕事もあります。そういう中で、町民の全体の安全とかですね、特に、子ども達の、こういう安全なりの確認見たり、そういうものに対しての注意を払うと。これは、当然、必要でありますし、また職員としても、また直接の自分の担当の仕事ではなかったとしてもですね、町職員としては、やっぱり、それは責務があるというふうに思いますし、まあ、そういうことについて、今後もね、注意をしていきたいと思えますけども、やはり、今おる職員、例えば、勤務して、いろいろな仕事をしている中で、じゃあ学校の時間帯だから、職員がずっと出て全部見て回るというような、どこまで見て回る。見て回るんならば、全ての所を見て回らなければ、何も意味がないということになりますし、ただ、時間が空いているから、ちょっと見て回りますよというようなことでは、今、言われるような、教育長も話をされましたように、それぞれ皆が、仕事をしながら、皆の力、多くの目で注意をして、それを安全に対しての対策、を守っていくという考え方、そういう考え方の中の、やっぱり町職員、職員も、そういう1つの1人としてですね考えていかなければならないというふうに思います。

勤務としてやるとなれば、これは、中々、それを時間をですね、その勤務、仕事を他にしている中で、他の仕事を、じゃあどうするんかということになりますから、これはやっぱり職員の専門的な勤務ではないというふうに思います。

〔片山君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、片山武憲君。

3番（片山武憲君） 確かに、勤務は、勤務はされておられて仕事を持っておられることはあるんですけども、じゃあ、やっぱり、そういう、どうですか、子どもを見守るパトロールなどのために、パトロールなどを、やっぱりしては駄目だということはないように理解できるんだけど、その点、したら駄目だという決まりはないですね。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） いや、それは別にね、それを職務に、勤務に命令すれば、できないということは絶対ないですよ。それは、分かっていただけと思うんですけども、しかし、元々職員として、それぞれ担当部署を与えて、当然、それを責任持って仕事をして

らわないけませんし、その余分にじゃあ、その部分ができるかと、だから、そういう、その安全についての、それぞれの専門機関もあるわけですし、職員としては、先ほど言いましたように、それに、1人の町民なり1人の個人としての、それは、そういう全体に対する、安全に対する意識を持ってね、これ通常勤務の中でできることはしていかなきゃいけませんけれども、それを与えられた勤務としてね、やっていくのは、今の勤務では無理だと思っています。

〔片山君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、片山武憲君。

3番（片山武憲君） それも1つの仕事として、仕事として勤務扱いとしてもできないことはないみたいな感じなんですね。するかせんかいうだけで。

私が、申し上げたいのは、先ほど、いろんな団体言うんですか、個人のボランティアや、いろんな自治会、団体、本当によくやっていただいております。同じことになるんですけども、やはり、今回下校時、その時間帯が一番危険な時間帯、登下校時が一番危ないですし、その時間帯で確実に防犯、注意喚起、目で見える形でしていただいたら、一番効果があると思って質問させていただいたんですけども。

全てを見て回るということ、それはいいんですけども、全ての子どものね、地域性で道路の事情が違いますけれども、大きな2つの道路、3つの道路あると思います。全部がいっぺんやなくても、このルートだけとか、明日は、今日は、このルート、明日は別のルートというぐらいでいう格好でもね、とにかく役場の車が全校区、そういうふうに見守りいうのがあるんだというあれがあれば、かなり、その防犯的、防犯的な効果が出ると思うんですけども、そういう点で、何とかありませんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 赤色灯をつけてですね、町の車もですね、そういうパトロールにも当たれる、そういうは、あります。だから、勤務の中でですね、それをつけて回って、仕事をしながら、そういう点についても注意を払っていくということにも、それはやっておりますし。

それから、この度、青少年の指導センターを設置して、そのパトロールをしたりするためのですね、車両も、購入。この度の予算にですね、経済対策の予算で購入しようということで挙げさせていただきます。今、2名という体制で、いろいろと指導当たっていただけてますけども、それは、まあ、結局、安全だけではないですけども、指導含めた、専門的に、このしていただけるような、専門の職員としての配置ということに考えていただけたらと思います。

〔片山君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、片山武憲君。

3番（片山武憲君） これ以上ですと、同じこと繰り返しになると思いますので、今、お話がありました、新しい青少年の育成センターですか、新しくできましたので、そちらを、そちらを中心というか、そこ、センターの方も考えてくれると思いますということを期

待しまして、そして、是非とも、ただ、2名の方ですので、プランはできても、やはり、一番、この全校区、やっぱり全校区でやりたいので、やっていただきたいので、その際の呼びかけなどには、積極的に対応していただけるのかなということで、最後の質問にしたいと思っておりますけれども、お願いします。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長ですか。はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（福井 泉君） すいません。あの、とりあえず、現段階では、先ほど、町長が申しましたように、青パトを整備して、今も、いろんな大人が、いろんな形、こう、目の届かない所に、時々、現在も少年センターの方で見回っていただいておりますし、ただ、佐用の子ども、地域の子どもは、できるだけ地域力をいかして、学校との繋がりとか、子どもの繋がり、非常にこう希薄になりつつありますので、特に、今、佐用小学校等では、この1月ごとに子どもの帰る時間帯を、チラシ、全戸に配布して、この時間帯に子どもが帰りますから、見守ってくださいというような、学校の下校時間をお知らせしたりとか、そういうところは、かなり多いんですけれども、そういうことで、できるだけ地域と学校との繋がり、それから、やっぱり地域は、地域で自分達の子どもを守っていこうという、そういう体制づくりが現在進んでおまして、先ほど、教育長の答弁でもありましたように、ボランティアが、スクールガードが、500何名の半分、60パーセントぐらいが、地域の方と、後保護者とで、組織されまして、学校の子供達の安全のために、いろんな形で活動しようという組織があります。で、そういう組織とかを目一杯こう活用していただくのと、それから地域づくり協議会、防犯グループ、そうした所へ活用するということと、それから、特に、議員さんの中にも、こう協力いただいておりますが、子ども110番が、町内146カ所ございますが、そうした所の皆さん方も協力いただいておりますので、地域の力で、地域の子ども達を守っていこうという、こういった体制づくりを、これからの青少年センターの活動としても大事なところになっておりますので、特に、そうした点、注意を払いながら、いろんな町民の連携の中で、取り組んでいくようにしていきたいと考えております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔片山君 挙手〕

議長（西岡 正君） 片山武憲君。

3番（片山武憲君） それでは、まあ、終わると言っておったんですけれども、ブザーとか鈴は、確かに、以前、早くから持たせております。

ただ、何かあってから鳴らすというような格好のものなんで、その逆の、そこまでいかない、抑止すると。犯罪を、事故を抑止するという意味で、やっぱり目に見える形で、とにかく全校区で目立つぐらい言うんですか、その学校単位で、2,3の下校ルートがありますけれども、どっかのルートでは、もう役場の職員で一斉に出てしてくれたら、もう、もの凄く目に見える効果絶大だと思って、今回の、この質問をさせていただきました。そういうことで、まだまだ、いろんな施策を考えていただいていると思っておりますけれども、そういう子どもを悲惨な事故から守るために、いろんな面で、いろんな面で検討していた

だいて活動をしていただきたいと思います。

それで、以上で、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） 片山武憲君の発言は、終わりました。

続いて、井上洋文君の発言を許可いたします。

〔 8 番 井上洋文君 登壇 〕

8 番（井上洋文君） 8 番、井上洋文です。私は、今回、空き家の発生と今後の活用について 1 点質問いたします。

2003 年に実施された、住宅・土地統計調査によると、日本の住宅総数 5,400 万戸のうち、約 660 万戸が空き家であるとされています。この内、主要圏が 356 万戸と約半数を占めており、年々増加しております。本町においても、最近特に、核家族化と高齢化が進み、所有者が死亡や、施設入所された後、跡継ぎである所有者が売却や賃貸を意図せず空き家のまま所有している住宅がいたるところで目に付くようになりました。特に、長年全く管理されずに放置され、草が生い茂りトタンや瓦が飛んだり、崩れ落ちている状態で、崩壊寸前の空き家も存在しております。治安や景観の悪化を招くほか、野良猫のねぐらになるなど衛生上の問題、その地域が廃れていくようで、過疎化を促進させる要素になっております。

都市住民の中には、田舎の空き家に住み、自然を満喫しながら暮らしたいと移住を希望する人が年々増えているにもかかわらず流動化は中々進んでおりません。その理由としては、時々帰って来て利用するとか、仏壇や家具をそのまま置いておるからなどの声があります。実際には、所有者が売却したり、賃貸に応じるより、放置しておく方が、所有者の負担が少ないようであります。

本町には、空き家情報システムがあり、成果をあげておりますが、今後、益々増えてくる空き家対策として、もう一步前進させたシステムとして空き家バンクを創設し、利用・売却・賃貸・所有者利用・解体と所有者及び利用者の安心感、信頼感を増大させて流動化を促し、地域の活性化に結びつけることはいかがでしょうか。お伺いいたします。

以上でございます。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔 町長 庵逄典章君 登壇 〕

町長（庵逄典章君） それでは、井上議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

空き家の発生と今後の活用についてのご質問でございますが、佐用町では、定住対策の一環として、空き家情報等活用システム事業を平成 15 年度から旧の各町においてそれぞれ行ってきておりました。この制度は、田舎暮らしを求められておられる、求められる都市住民をターゲットに、地域の特性を生かした付加価値の高い地域資源として、空き家情報等を P R しながら、町内に定住と都市との交流人口の定着化を狙って実施しておりますが、ご指摘のとおり佐用町においても、空き家になってから全く管理されずに、そのまま放置されている物件も数多く見受けられます。しかしながら物件の位置や状態、また、所有者の意向等により、中々定住されるまでには至っていないのが現状でございます。このようなことから、今後の取り組みにつきましては、この度の緊急雇用就業機会創設事業でも検討をしているところでございますが、新しい空き家情報等の収集・登録やホームページ

ジの充実、移住相談会の実施、短期に利用できる定住体験施設の確保など、より多くの定住希望者に情報が提供できるようするとともに、空き家情報等活用システム事業の見直しや受入側の地域住民への支援体制も整えることにより所有者、移住希望者が安心して空き家情報等活用システムが利用できるようにしたいというふうに考えております。

ちなみに、平成 20 年度におきましては、電話、メールでの問い合わせが、50 件余り、実際に入居された方が 3 件となっており、また、本年度におきましては、5 月末までに問い合わせが 4 件で、入居された方が 1 件となっております。

今、井上議員からも、いろいろとご指摘をいただき、ご意見をいただきましたので、その同じような取り組み、それ以降の考え方でですね、今後、この空き家に対する対策を、活用について、取り組んで参りたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で井上議員からのご質問に対するこの場での、答弁とさせていただきます。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8 番（井上洋文君） 町長の答弁で取り組むということだったんですけども、ちょっと、現状をお聞きしたいと思うんですけども、この本町にですね、どれぐらいの、その空き家が現在あるか、そこらは掌握されておりますか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（廣瀬秋好君） 1 軒、1 軒、確実に捉えてはいませんが、税務の課税状況とかいうところで公表できない部分があるわけですけども、そこで大雑把に確認しますと、約 800 軒はあるだろうということで、今までは聞いております。

で、これについて、今、町長言いましたように、悉皆調査で今回、緊急雇用対策で一通りの調査をして、確実なものをつかんで考えていきたいというふうには思ひます。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8 番（井上洋文君） では、800 軒という数字、今、お聞きしましたけれども、それと同時にですね、現在、町内に 80 歳以上の方がお住まいになっている世帯が 653 世帯と。70 歳以上が 1,068 世帯あるということをお聞きしておるわけなんですけれども、80 歳以上の方が、653 世帯ということであればですね、これは、20 年も 30 年も、その方がいらっしゃるといふことないわけで、まあ、10 年か 15 年以内ぐらいにですね、それ、空き家になるという可能性が大なわけでございますんで、この 800 軒と合わせて、倍ぐらいの、この空き家がですね、この町内に起きてくるのではないかとというように予測ができるわけなんですけれども、まあ、そういうことで、これは本格的に、やっぱり、この対策を、やっぱ

りっていかなければ、この町の活性化にはならないのではないかということを感じるわけですが、その中で、特に、空き家ですね活用ですが、このまあ調べて見ましたら、だいたいまあ、5種類の活用、利活用のパターンがあるというように思うわけですが、まあ、1点はですね、その空き家が、ある程度、大きな空き家であれば、町としてもですね、この町の地域のコミュニティーの拠点とか、福祉とか教育とか文化の、そういう拠点としての使いようもあるのではないかと思ったり、また、定住の促進としては、まあ、Uターン、Iターンの方にですね、まあ、売却なり賃貸で貸すような方法。そして、定住促進を進めていくような方法があるのではないかと思うわけです。

それと、また、所有者の方にですね、特に都会に出ておられるような、その所有者に対して、ふた地域、2地域の居住ということですね、セカンドハウスのように、その利用をしていただけるんじゃないかと。また、それに含まない住宅については、これは解体していく以外にないのではないかということですが、この4種類から5種類の、そういう、利用パターンがあるわけなんですけれども、そういうことに対して、町長、先ほど、答弁の中にありましたけれども、この一元化してですね、それを行政が中心になって、その地域の自治組織、町で言えば、地域づくり協議会等ですね、相談しながら、集落単位ぐらいですね、この今のような5つのパターンをですね、検討していくということが、大切ではないかと思うんですけれども、そこらはいかがですか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 空き家問題の前にですね、当然、これは連動しているわけですが、人も少なくなっている。いわゆるまあ、この集落の中でも、非常にまあ、限界集落と言われるような状況が生まれて、もうほとんど、まあ、人がこう、もう住んでいない集落が生まれてくると。そういう問題まで、今、状況が深刻化してきているわけです。で、地域づくり協議会、各地域のいろんな課題について、皆さんに、自分達の地域を守っていくために、今後どうあるべきか、どうすべきかということ、議論もしていただき、また、この今年度からですね、一応、これまでの、いろんな地域づくり協議会での議論や活動を通して、地域の将来の計画、地域づくり計画というものをですね、今年度、各地域づくり協議会においても、策定にとりかかっていたいただきたいということで、まあ今、それぞれまあ、準備をさせていただいております。

そういう中であっても、当然もう、人の問題と同時に、こうした空き家対策ですね、こういう物を活用できる物は、本当に活用して、少しでも地域の活性化に繋げていかなければなりませんし、また、防犯上とか、いろんな面で、その空き家が荒れたまま、その地域に存在していくこと自体がですね、非常にまた、地域のイメージも、その、環境も悪くなります。そういう面でも、そういう住宅を、今後、どういうふうにしていくか、こういうことについても、やはり、皆で一緒に考えていかなければならないというふうに思っております。

まあ、今、議員お話のように、私なんかと同じ、実際に同じなんですけれども、年老いた親が田舎に居る。元の実家に居て、また、子ども達は、都市なり、いろんな他の地域で、もう生活をしているという、そういう実態の中でですね、後、10年経てば、非常にあの、もっともっと空き家が増えてきます。そういう、これも1つの、これまで、個人でもあり

ますけれども、大きな資本と言いますかね、お金を投じて作ってきた、1つの財産ですけれども、そういうものが本当に無駄になってしまうところが出てきているわけです。

ただ、町の施設でありますとかね、他にこう、活用していくというのは、これも中々、全体が、まあ、そういう状態、地域が状況になっている中でね、新たに、そういう施設をつくっていく、それを活用すること自体も、非常に難しいですし、そういう状況の中で、少しでも新たな人が使っていただける、その家だけではなくて、周辺の土地も含めた中間の間を使っていただけるようなね、活用ができるような、この取り組み。そこには、それぞれ、しっかりとした調査と情報を得て、そして、そういう方に対する情報発信をすると同時に、お互いに安心して、その、人に譲ったり、また貸したりできる、そういうことがね、やはり1つシステムとしてないと、中々取り組めないと思うんですね。その辺を役割を果たしていくのが行政の仕事ではないかということで、先ほど、課長も言いましたように、今回、全然ね、まだ個人の申し込みでしか、今、その、情報と言いますか、登録はされておられませんので、まあ、町として、地域の課題として、今度は、調査をしてですね、実態というものを、かなり把握した上で、町からも、その持ち主、所有者に対しても働き掛ける。また、利用していただく方に対しても、その情報を発信していくという。そのへんまで踏み込んだ形をね、やっぱりとっていかなければならない時期に来ているんだという認識は持っております。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） 私も、この空き家情報に、出しておるわけなんですけれども、中々、借り手と買い手のマッチングしないというのが、問い合わせよくあるんですけれども、現状でございますし、まあ、あの、これをやることによってですね、まあちょっと、書き出してみたんですけれども、行政としては、定住促進による地域の維持、地域活性化ができる。また、税収も入って来るだろうということでございますし、また、地域住民としてはですね、良好な集落の景観を維持したいとか、地域活性化を図りたいということが、できるのではないかとこのように思うわけです。

それから、空き家所有者においてはですね、特にまあ、収入に結び付けたいとか、そういう空き家をほたがすことによって、特に老朽化していくことに対しての管理する、その努力をですね、貸したり、賃貸したり、売却することによって、抵抗を少なくしていきたくてというようなことも、まあメリットしてあるのではないかとこのように思うわけです。

また、地元の事業者としては、まあ、その不動産業者、宅建業者等についても、この空き家を改修したりですね、売買することによって、利益も得られるのではないかな。

また、買い手においては、特にまあ、安い、そういう宿泊所を利用でき、また田舎体験や農業体験ができるのではないかとこのように、行政にしましても、地域住民にしても、空き家の所有者にしても、地元の、そういう建築業者とか、そういう宅建業者、不動産業者等にしても、やはりある程度メリットがあるのではないかと。また、買い手や、買い手にしても、先ほど申しましたような利益があるのではないかとこのように思うわけですけれども、その中で、特に、地域住民としてはですね、これよく聞くことなんですけれども、まあ、生活習慣の違いで、トラブルが起きてきてですね、集落の付き合いはするけれども、隣保の付き合いはしないというようなことが、今までにもあったわけなんですけれども、そういうこととか、空き家の所有者の方については、先ほど、申しましたように、先祖代々の家を手放せないとか、家具が置いてあるとか、仏壇があるとかというようなことがあるんでは

ないかと思うわけです。

そういうようなことで、そこらをですね、1つの一元化して、地域、行政、一体になってですね、そこらを解決すれば、相当なやっぱり需要というのは、やっぱり出てくるんじゃないかと思うわけなんで、そこらは何とか1つの組織にしてですね、そして、今後やっていくということが必要ではないかと思うわけです。

そういうことで、町長の答弁がありましたので、この緊急雇用の中でも、そのように述べられておったんですけど、私も、これ、提出する時にはですね、まだ、そういうことは何も考えてないということだったもので、今回、この質問をさせていただいたんですけども、そういうことも含めて、今回、検討されるということはですね、緊急雇用の中でも、上げられておるということであれば、私も、これ以上、質問することございませんので、何とか、そういうようにして、空き家がドンドン増えてい来るということが、ここで目に見えておりますので、そのことについて、力を入れてやっていただけたらと思うわけです。

それと、あの、一番問題なのは、そういうようにして、使える、その住宅においてはですね、いろんな、そのことができるわけですけども、その、やはり、崩れ落ちたような、そういうようなのが、道路端にもあるというのが、これ現状でございます。そういうことについては、どんなんですか、町が、ある程度の補助をしてですね、それをつぶすとか、または、所有者が分からないような所についてはですね、そこらは、町が全て撤去し、更地にするから、名義は、町名義にするとかいうようなことは、できないんですか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） これは、前からですね、非常に大きな、問題、課題で、非常に難しいということですね、いろいろなお話もあったり、議論もしてきたところなんですけれども、まあ、全く所有者が分からないというのは、ほとんどないと思うんですよ。ただ、まあ、相続、まあきちっとされてなかったりですね、相続人がたくさんおられたり、そのままになっているとか、非常にまあ、もう町外出られて、遠くの方におられるとかですね、そういう所は、かなりあると思います。

で、今、昔のようにですね、建物も取り壊して、集落の人が皆で、よってたかって、そこで処分してやってしまうというようなことはできませんから、その、家1軒つぶすと、やはりもう200万以上のお金がかかるということですのでね、ですから、中々、こちらに、特に、いない人、町外の人なんかについては、もう放ったらかしということで、ただ、そのことが、地域においても危険でもあったり、また防犯上も非常に問題、景観上も非常に、環境上もですね、非常に大きな問題になってきているということで、それを、ほなら、町が、これを、町の公費でもって町の事業として行うということになると、相当、これ町民合意がないとですね、まあ、やれるとこと、実際にまあ、自分達で、本来は個人がやらなきゃいけないことをね、町が行政として行うということになりますとね、代執行して、その費用を本人に求めるとかね、そういう法的な、きちとした処理もしないとですね、いくらでも町が行うということはいけないということですので、まあ、そのへんも、まあ、これは、できるだけ地域において、昔からの地域の住民の皆さんの繋がりの中で、やはり地域のために、ちゃんと、こう処理をしてくださいますとね、こう言っていたかないと、まず、そういうところから始めないといけないと思うんですけども、これまでに、本当に、そういうことしても、中々相手にされない、放ったらかされるというようなね、状態できているところがありますし、この今、ご指摘の問題を、ここで直ぐ即答して、こうしますということにはいきませんが、ただ、大きな課題として、これずっと継続してきた課題でね、何か、結論なり方向を出していかなきゃいけないところにきている

なという思いは、私も持っているんですけども、中々、これ法律的に強制的にやっていたといたくというのも、これも中々難しい。自分の土地の中であって、自分のものだということでは、ええ、そういう面でもね、中々、いい手がないというのが現状です。

そのへんは、まあ、今までも、いろいろとお話させていただいたり、議論してきたところなんで、よくお分かりのところだと思うんですけども、まあ、私も同じことの繰り返しですけども、そういうことしか、今のところお話ができません。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） これ、あの、廃屋については、いっぺん、また、町長、県なり国なりにですね、そういう補助でも出るような、その、要望を、いっぺん、また、されたらええんやないかと思うんですけども。

それと、余分なんですけれども、賃貸の場合はいいんですけども、その売買する場合にですね、その土地、土地言うんか、農地もついてますはね、そこらは、どんなんですか。ある程度の、その農地はですね、その売買した場合、農地法で、3反以上とか4反以上というようなことは、その家に菜園場言うんですかな、言うたら、そういうようなんは、別に、その農地法に違反するというようなことは、別ないわけですか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） やっぱり、それは規制を受けるんですよね。かなり、ちょっと、いろいろと、私も、今、ここで法律のことなんで、詳しく説明することはできませんけれども、やはり、農地の売買ということにつきましては、きちとした手続きがいりますし、また、それに伴う資格も、それが買える資格のこともあります。ただ、一時的にね、だから利用したり、今、そういう農地法についても、その農地の流動化とか活用に向けて緩和はされてきていることは事実なんですけれども、しかし、全てオープン、自由にはなっておりませんから、そこもひとつ難しい点は、あります。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） ほな、以上で、質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） 井上洋文君の発言は終わりました。
ここで暫く休憩したいと思います。再開を2時半といたします。

午後02時12分 休憩

午後02時30分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き会議を再開します。
休憩前に引き続いて、一般質問を行うわけでありまして、17番、松尾議員から病

気治療のため、早退届が出ております。受理いたしております。報告いたします。
それでは、続いて、15番、石黒永剛君の質問を許可いたします。

〔15番 石黒永剛君 登壇〕

15番（石黒永剛君） 15番、石黒です。少し風邪気味でありますので、ご了承願いたいと思います。

地球温暖化について私見を述べ当局の見解をお尋ねいたします。

地球温暖化とは、地球表面温度が、長期的に見て上昇する現象と定義づけされております。温暖化は、自然本来の要因と人為的な要因に区別されるとし、20世紀後半からの異常な地球の大気温度の上昇、つまり温暖化、人間の産業活動に伴って排出された温室効果ガスが主な原因であることが一般視されております。その現象は、今、異常気象、生態系の異変ぐらいに捉えておりますが、問題は、このまま対策を講じずに、放置しておくとう温暖化の悪影響が非常に懸念されるというところであります。

今後、20年から30年以内の、その対策のいかんによって、この問題は、益々深刻になると思います。今の50代の世代が、まだ生存している時期にもかかるかと思ひます。私達の孫、子どもの時代はどうかという不安が、台頭いたします。

今朝のニュースにも、温室効果ガス削減は、国民の経済的負担もお願いし、2020年度中期目標は、2005年に比べ14パーセントを達成したいとの報道がありました。昨日から、私達も夏のエコスタイルにとっております。私達のできる限りの取り組み、それは省エネルギー、環境に配慮した取り組みではないかと思ひます。

温暖化の原因が、私達の日常生活に大きく起因するとなれば、私達の毎日の取り組みの1つ1つが、例え、小さな取り組み、思いであっても、今、行動に移すべきではないかと考えます。

定額給付金を活用し、その取り組みによって取り組んでいる自治体もあります。環境教育として幼児期から熱心に保育時間に、それを取り入れ、取り組んでいる保育園もあります。末端自治体、佐用町としても、今、実践しなければならない問題として以下の質問をいたします。

地方自治体、町民の日常生活における省エネ対策をどのように考えておられるか。

佐用町として実践している省エネ対策は。

幼、保、小、中校の環境教育の現状と、分かれば高等学校の教育現場での取り組みを問いたいと思ひます。

町広報での省エネ特集がありました。繰り返し町内企業、町民生活へ一層エコ思想の啓蒙を行ってはどうかと思ひます。

とりあえず、この場からの質問を終わります。

議長（西岡 正君） それでは、答弁願います。

〔町長 庵道典章君 登壇〕

町長（庵道典章君） それでは、石黒議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

最初に、地方自治体、町民の日常生活における省エネ対策をどのように考えているかについてでございますが、地球温暖化防止対策は、昨年から第一次拘束期間に入った京都議定書の目標を達成するためにも、国を挙げて取り組まなければならない重要な課題と考えております。

より快適で豊かな文化生活を追い求めた結果、エネルギー消費量の増大が今日の環境問題に直結しているという認識をしておりますが、誰もが今から 30 年 40 年前の生活に戻せるかと言いますと、それは不可能なことでありますので、日常生活における普段の行動が地球温暖化の原因になっていることを理解し、これからは無駄をなくし、資源やエネルギー消費を抑えていくことが、まず肝要なことであると考えております。

国といたしましては、省エネ家電、低燃費車などへの買い替えの補助、太陽光発電設備への補助などハード面での施策も実施されておりますが、ひとり一人が、いわゆる、もったいない精神の重要性を認識し、ごみの排出削減を進め、環境に配慮した実際の行動実践が大切なことと思っております。

次に、佐用町として実践している省エネ対策ということでございますが、佐用町におきましては、昨年 5 月に地球温暖化対策実行計画を策定し、役場、学校など公共施設について、平成 24 年度までに、温室効果ガス総排出量を、6 パーセント削減の目標設定をし、そのエネルギー使用量の把握のため、平成 20 年度から電気、ガス、燃料等の使用量を記録集計しているところであります。

また、省エネ法の改正により、平成 21 年度からは、企業全体で一定規模以上のエネルギーを消費する事業所に対して、エネルギー管理責任者の設置、国への定期的な報告と計画策定と言ったソフト面での施策も実施をされております。

このようなことから、昨年度から役場内にも、職員による省エネ委員会を設置して検討する中で、冷暖房の温度設定、公用車のエコ運転、事務室電灯などの節電、エコスタイル、オフィスペーパーの分別回収とリサイクルなどに取り組んでいるところであります。

次に、幼、保、小中学校での取り組みについてでございますが、再質問につきましては、また、教育長の方からも答弁いただきますが、まず、私の方から答弁させていただきます。

環境教育について、小中学校では、主に、理科・社会・総合的な学習の時間等において、実施しております。現在の環境問題とその原因を明らかにしていきながら環境問題について関心を持ち、実践できる児童生徒の育成に努めているところであります。最も大きな、そして深刻な地球温暖化の防止策については、多くの教科で学習内容として、扱っております。その中で、学年によっても異なりますが、身近な取り組みから地球規模的取り組みまでを学習するようになっております。直ぐに実践できる身近な取り組みといたしましては、節電、生活排水、ごみ、自動車の使用を控える等、家族にも呼びかけていながら、環境問題について考える態度を培っていきたいという考えで、指導にあたっているところであります。

次に、町広報で一層のエコ思想の啓蒙を行ってはどうかということについてでございますが、町広報での啓蒙として、地球環境ボランティアの佐用町地球温暖化防止活動推進協議会の皆さんによる、シリーズ ストップ地球温暖化の掲載を 20 年度から毎月掲載しておりますので、21 年度も引き続き予定をしております。

また、町といたしましても、国の施策を基に、より住民に近い形での啓蒙啓蒙を進めていく必要があると考えておりますので、家庭でできる省エネ方法等を、防災行政無線や、さようチャンネルなどにより、わかりやすく啓蒙することも重要であろうというふうに思っております。

また、地域の子ども会や学校 P T A による、資源ごみの回収運動、昨年から実施しておりますマイバック運動のより一層の推進を図り、資源の節約とごみの削減など、地球温暖化防止に向けた啓蒙を今後も進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。この場での答弁とさせていただきます。

町長（庵途典章君） いや、再質問あればです。

議長（西岡 正君） はい、分かりました。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛君。

15 番（石黒永剛君） はい、ありがとうございました。高等学校の件は、なかったわけですね。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） それでは、高等学校から情報を得たものにつきまして、答弁させていただきます。

農業科学において学習を、週 2、3 時間持っているということです。地域実践という課目の中で、地域と環境、作物と栽培などの学習を通して、地域ともかかわりながら実践していると。具体的には、南光のひまわり栽培、上月の菖蒲園、あさぎりでのお茶、1 年の水質検査等々をしているということでございます。

以上です。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛君。

15 番（石黒永剛君） はい、ありがとうございました。

今朝ほどから道徳、躰というような話が出ておりますけれども、今、空き缶、ごみ拾いとか、まあ空き缶もありますし、回収というようなことの美名のもとに、子ども達が町へ出て、ごみを拾ってますね。これは、捨てなければ、そういうごみが出てこないわけです。こういうこともやっぱり、念頭に置いた教育は必要じゃないかと思しますので、まず一番最初に、ちょっと提案させていただきます。

今、この問題をね、考えて見ますと、松本零士の宇宙戦艦ヤマトという、まあ、宇宙ロマンのドラマがあります。これは、365 日の時間を区切られて、地球の大気浄化装置をイスカンダルという星に取りに行くというドラマなんです。今、その、この原稿を書く中で、このことが、私は、頭の中を過ぎりました。そういった意味で、今、この大気汚染によって、地球環境の温暖化によって、このことで、地球がどんなに傷んでいるかというようなことを天文学見地から、黒田公園長、ひとつ意見をいただけませんか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

天文台公園長（黒田武彦君） 突然のことでしたので。

まあ、確かにですね、地球温暖化の、いわゆる炭酸ガス含めて、ドンドン増えておりま

して、問題は、勿論指摘されておりますけれども、天文学的に見ますと、実は、今、太陽の活動が非常に不活発になっておりまして、ある一面では、寒冷化が起きるということも議論されております。

1645年から100年ぐらい、マウンダー極小期っていう、黒点が非常に少なくて、テムズ川が凍結したという記録があるんですけども、そういう方向に、今、向かいつつあるかも分からないという指摘もございます。

ただ、それでも炭酸ガスが増えて、気温そのものが上昇してますので、それ程、われわれ人間の、その感覚がですね、感覚と言いますか、生活というものが、地球の大気に対して、悪影響を及ぼしているということが、如実に、逆に語られているというような気がいたしますけれども、そういった側面でも、われわれの行動。よく言われるのは、人間さえいなければ、多分、地球の自然は破壊されないと言われておりますけれども、そういったことが、他の生物から言われなないようにですね、頑張らないといけないのではないかと思います。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛君。

15番（石黒永剛君） はい、ありがとうございました。

今の説、私も、ちょっと最近、インターネットというものを覚えまして、一般質問の時は、ちょっと、そういうところから資料をもらうようにしております。温暖化の中に、今の説明入っておったと思います。もう地球が傷んできておるということは事実であろうと思います。

先ほど、ちょっと昼の休憩時間に、議長とも釣りが好きやからお話したんですけども、今、磯焼けという言葉があります。こうして、私も人間として今日まで来ますと、長いこと海に釣りに行っております。（聴取不能）漁師の言葉の中に、最近、磯焼けが酷くて魚が獲れんのやという言葉があります。どういうことかと言いますと、海水温の上昇によって、磯の海藻がなくなってしまったと。そのことによって二次連鎖で魚の産卵場所がなくなったとか、そうした巻貝のたぐいが食料がないからというようなことで、磯に魚が寄り付かない。貝がいらないというような状況なんです。こういうことを耳にすることがあります。

そして、また赤潮の発生が異常に早くから始まっております。まあ、水質汚濁の70から80パーセントは、家庭用水だというふうなことも言われておりますし、そういうことから言いますと、人間が地球を傷めているのではないかという説は尤もだと思います。

で、今回はありませんけれども、過去、幾度となく、獣害についての議員からの質問があります。このことについて、少しふれてみますけれども、温暖化によって、産卵頭数が、産卵やない、出産ですね、出産頭数が増えてきたと。で、回数も増えてきたと。というのは、栄養状態が良くなったというような状況。それから、化石エネルギーに、私達の生活燃料が変わりました。というのは、今までは、薪、炭のたぐいの生活であったと思います。それが、プロパンなり灯油なり、石油のたぐいになってきたところに、やはり、そこで便利さの追求から、町長もおっしゃってございました。便利さの追求から山に目が向かなくなっている。これだけではなく、建築用材の関係もありますけれども、目が向かなくなった部分、やはり山野の荒廃、そして有害獣の生息に適してきているというようなことから考えてみますと。この問題を大きく、いろんなところに波及してまいるのではないかと、そのように思っております。

昨日ですけれども、臨時交付税のプランが 42 項目にわたってありました。で、これ私の勘違いかも分かりませんが、当初、交付金の範囲は、環境、安全、少子高齢化、その他になってます。そうってみますと、あの 42 項目の中で、いったい、これは環境に持っていてもいいんだろうかと。これは安全、安心の問題だろうかというような懸念をいたしました。

ここで財政課長お伺いします。このことが、今、町長の答弁の中であった話、これは、町全体が、この地球環境問題に目が向いているという話の中で、少し外れているんじゃないかと、昨日、私は、福井課長にお話いたしました。今度、学校給食に 4 台買うんだと。今日、私、昼、家に帰る道で、さすが大手だなと思ったのが、大手の家電の量販店がエコカーのコンテナ車を運転しておりました。やはり、学校に導入する車からして、そういったような配慮があってもいいんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔財政課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（長尾富夫君） 確かにおっしゃるとおりであると思います。

昨日、4 項目の分類の中で、金谷議員からも間伐関係で、その他に分類されたんが、温暖化関係の方に分類してもいいんじゃないかなという話もありました。一覧表の中では、今度、計画、国へ提出するに当たりましては、再度、分類関係については、もう一度検討もしたいと思います。

それから、先ほどの給食センター関係の車なんかについても、それから、まあ、他にも、まあ、青少年育成センターの青パト購入予定もしているんですけども、それらにつきましても、できる限り環境にやさしい形の車を検討していきたい、そういう考え方を持っております。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛君。

15 番（石黒永剛君） この件については、一般質問の方もあろうかと思しますので、そのへんでおきます。

今朝の神戸新聞でしたか、ボーナスの使い道について、ちょっと出ておりました。1 番、2 番が全て省エネ関係、環境関係に配慮した買い物をするというように、町民、国民の皆さんも、そこに目がいつているんじゃないかなというようなことを感じました。

それから、先ほど、ワンガリ・マータイさんの推奨されるもったいない運動の話が出ておりましたけれども、大手の企業は、もったいないセールというようなものをプランニングして、それから上がる利潤いうものを、植林活動のグリーンベルト運動に寄付するというようなことも載っておりました。

そういったことを考えて見ますと、もう毎日のテレビ、報道は、この問題になっております。私、3 月には、人づくりの話をしました。そして、今回、地球環境の話、ちょっと佐用の議会において、こういった問題がぼやけすぎるんじゃないかなと思っておったんですけども、そういった状況下、報道を見る限りにおいては、私も、この質問をさせても

らってもいいんじゃないかなというような意思を持つようなことになりました。

地球温暖化、省エネという言葉、私、ちょっとどういうことだろうかないうことで調べてみました。すると、経済白書とか、そういう、その経済的なところから、まず話が起きているわけです。というのは、実は、深く入ってみますと、私達は、2度にわたる石油危機をむかえました。その時点で、先進国各地は、非常に、この問題を経済的な問題と捉えた。これは、何とかせなならんと。これで、灯油や化石石油ですか、これが、途絶えるようなことになれば、これは、もうどうにもならんとということから、実は、この問題は入ったんだという定義がありました。これは、まあ、違うことかも知りませんが。

そして、その中から出て来た中で、省エネ技術の開発。それから、利用機械機具の開発。それから、普及、資源の再利用の促進と、こういったようなエネルギーの再利用についてということから、この省エネという問題は出て来たそうです。そうやってきますと、それを深く突っ込んでいきますと、地球温暖化と関連した対策になってくるわけなんです。そういった意味で、この問題を進めさせてもらいたいと思います。

企業は、利益利潤の関係から、非常に早くから、この問題を取り組んでおります。先ほど、町長のお話の中にありました、教育の原点、このもったいない精神、3Rですね、リサイクル、リユース、もう1つ何でしたかね。それに帰依するものだ。節電、節水、包装紙の寄付、再生紙の使用、行き着くところはもったいない。これが、非常に環境に適したいい言葉だということで、アフリカの、あの環境大臣が使った言葉が、もったいない運動です。

で、今、合併時、町として、行革プランの中で、この問題を取り組まれたと思うんです。18年から21年にわたって。その中に環境配慮型社会への変革というテーマで行政は、この問題を取り上げておられます。その中に、省エネ対策として、こんな計画、地球温暖化計画の策定。保全、啓蒙、公用車器、それから、事務用機器、末端に至るまで、こと細かく記入されております。それは、全課にわたるもの、財政課にあるもの、住民課であるもの、総務課に当たるものというようにしております。今日も、昼、この食事終わって、役場に来ましたら、サービス部門は、全部電気がついていると。しかし、サービス部門でない部分については、節電されています。そういったことから、この考え方も実践に移されているんだなということを思いました。

ここで、18年から21年にわたって、あの行革プランの中にあるプランニングは、21年が来ております。そろそろ検証せなならんと思うんですけれども、検証されましたか。

〔財政課長 拳手〕

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（長尾富夫君） 取組状況の検証については、毎年、決算の状況で見ながら、そういう消耗品関係でありますとか、電気の使用料、それから燃料の使用料、そういう状況の使用実績等を比較しながら、そして、毎年、この各課の取組状況のヒアリングをしながら、検証しております。全体的な検証としては、この年度、夏から秋にかけて全体的に見直して次期計画に活かしていくような形で、今現在取り組みをしております。

〔石黒君 拳手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛君。

15 番（石黒永剛君） まあ、よろしくお願いいたします。

それから、日本自動車連盟、J A F ですね、ここが自動車の利用について、おもしろいデータを出しております。自動車のアイドリングストップ、適正なタイヤ空気圧、不要な荷物を常時積んでいないかどうか。空ぶかし、急発進、急ブレーキをかけない。経済速度による運行など、エコ運転に関する調査があります。こういったことも、自動車管理上必要やと思うんですけれども、こういった点、どのようにされてますか。

議長（西岡 正君） 住民課長ですか。住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 先ほどの町長の中の答弁でもありましたように、佐用町におきましては、昨年からは省エネ委員会の方を設置しております。その中で、職員同士の意見交換の中から、省エネ運転等も発案していただきまして、全職員に、それぞれ知らせていくような形で、実施に向けて、現在、取り組んでおります。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛君。

15 番（石黒永剛君） 省エネ委員会について、少し詳しくご説明いただけませんか。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 省エネ委員会につきましては、各課、現在で人数で言いますと、省エネ委員会、11 名おります。各課に配置しております、その中から基礎的なデータ、20 年度につきましては、電気の使用量とか各施設の関係ですね。それから、燃料費の状況とか、そういう部分をひらいたしを、データのほうを今、現在とっているような状況でございます。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛君。

15 番（石黒永剛君） いつ設置されて、会議の頻度というのはどうなってますか。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 省エネ委員会の方なんですけれども、1 回目は、6 月に開催しております。それ以降、研修会含めて、年 4 回の方、開催して、それぞれ取組状況等を検討しております。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛君。

15 番（石黒永剛君） はい、ありがとうございました、

それから、先ほど、私が質問させていただいた町広報での省エネルギー、この答弁の中で、推進協議会というようなものをお聞きしたんですけれども、この推進協議会を町が設置されてますか。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 地球温暖化防止活動推進員のことだと思うんですけれども、これにつきましては、兵庫県の方が、ボランティア活動員として、それぞれ知事より委嘱をして活動をされております。

今年度、改選がありまして、この21年度から3年間、県下で300名という形でお聞きしております。今回で5期目になっておりますので、もう15年以上の実績がある中で、佐用町といたしましては、町内13名の方、現在活動をされております。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛君。

15番（石黒永剛君） その13名の皆さんと町との関係は、どんなふうになってますか。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 自主的な活動をされておるんですけれども、昨年のエコバック、マイバック運動の関係につきましても、率先的な取り組み、あるいは、啓発活動等を推進をしていただきました。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛君。

15番（石黒永剛君） はい、ありがとうございます。

強引にこういうことは言えませんが、外出支援事業にタクシーチケットを交付してますね。これも、この利用も気の合った人同士が乗り合いで乗っていただいて、利用していただいたら、やっぱり、そういうところにも、少し福祉課長、思いますね。ひとつ、ちょっと、そういうこと、ふっと、この原稿作る中に思いました。

それから、先ほど、ちょっと定額給付金に合わせてのことにふれました。実は、豊中市の取り組みなんです。この豊中市は、このエコキャンペーンを実施しているわけなんです。これは、定額給付金に合わせて実施しておるものであって、地球、豊中市地球温暖化防止基金へ寄付していただけないかと。そして、寄付していただいた皆さんには、住宅に太陽光発電設備を設置される場合は、補助金の上乗せを行ってますというようなことをやっています。また、同基金への寄付をしていただいた方には、エコポイントチケット、寄付額1,000円以上の場合に交付するというようなこと。

それから、豊中市の取り組みとして、実際に環境政策室、地球環境チームというような課を設置して、この問題を深く取り組んでいるようです。まあ、少し、この中に、情報いただいたらと思て、思うたんですけれども、時間の都合がありますので、やっております。

それから、近隣、大原町、旧大原町ですね、あたりは、マイカーの自粛運動等々、たくさん情報源が求めればあります。そういったことからすると、やはり、余所に学ぶということも、一応考えておくべきではないんだろうかなというように思います。

今、少し風邪をひいてますのでお許しを願いたいと思います。

それから、少し教育現場についてふれたいと思います。あのね、実は、驚くようなことがあったんです。先ほど、町長のご答弁の中にもありましたけれども、廃品回収、リサイクル活動、PTA、子ども会やってますね。今の今ということになれば、問題になりますけれども、かつて私の経験した時には、1枚の紙が回って来ました。というのは、今度は、廃品回収を中止したいと。理由は、相場に合わなくなったからというような話がありました。今、教育長はお笑いになったので、私が言わんとすることについては、ご理解いただいたと思いますけども、物を大切にすることが、この廃品回収の、資源回収の基本だと思います。やはり、そこに教育というものが必要だと思います。ちょっと、そういうことも経験したので、お話をさせていただきたいと思います。

それから、実は、これはある小学校の取り組みです。その小学校は、ある有名な、今、成長しておる衣料品メーカーの商品を、その学校は体操服に購入されております。そして、1年生から6年生おりますから、PTAの活動として、年に1回、4月には、必ず洗濯し、アイロンを当てた物を、学校に持って来てくださいと。そして、置いておけば、順次皆さんが持って帰られるそうです。残る所もないらしいですよ。今の体操服、強くなってますからね。そういうような取り組み。

それから、PTAの取り組みとして、沖縄朝顔ですかね、あれを校庭に植えたり、そして屋上に植えたり。それも、今、ヒートアイランド現象いうものが公園長あるそうですね。そういうことに対する対策として、PTAが取り組んでおります。

それから、保育所なんです。実は、保育所は、保母さんに連れられて、乳母車なり手を引かれて、地域を散策しますね。その時に、保母さんが、ごみを見て、地球は泣いているというような教育をされているそうです。地球は悲しんでいる。苦しんでいるというような教育のもとにごみ拾いをしているそうです。幼児期の教育は、人間一生の財産だと思います。そういった教育も、私、資料として持っております。

それで、ここまで来ると、私が、私自身が取り組む省エネについて、少し、お話をさせていただきたいんですけれども、去年、一昨年になります。温風器5台の、温風器言うんですね。5台、これを23度を21度にしました。すると、何と、私の家は、ドラム缶に直して3本、2本ですか、使っております。それが、50リッター節約になりました。ところが、去年ですね、この3月、実は、ちょんちょんになりました。と言いますのは、2人、世帯数が増えました。その分、やっぱり増えたんですね。

それから、この間、私は、野村課長ともお話をさせていただいたんですけども、床下の水道管が割れているのが分からなかった。大きな音がしたので気がついて、そして調べれば、工事が、今、ああいう工事はされるんですね。ビニールパイプを熱で曲げれば、曲げた所から、(聴取不能)を破るんですよ。でね、1分間に水道1つ、蛇口1つで、どのぐらいの水が出ると思われますか。野村課長分かりませんか。

これは、私が知ったかぶりするのも何で、お願いします。

議長(西岡 正君) 野村課長。

水道課長(野村久雄君) 13ミリの蛇口を、1時間で1.5トン出るようになります。その60分の1ですね。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛君。

15 番（石黒永剛君） 飛んでこられたら、私も、ちょっと困るんですけども、計算すればできるんですけども、1分間に12リッター、10分で120ですか。1時間で720ですね。720と言いますと、ドラム缶は、あれだいたい一杯入れれば200ですけども、普通一般的には180です。4本です。4本の水が流れると。これ大変なことをやったなと思うんですけども、水ひとつについても、そういう節約ができるんだなと。

そして、いろいろと、この問題についてやっていると、自動車の走り方、そういうようなものは、もの凄く情報として出ています。そういったことを、やはり学校は、学校、学習の場で、子ども達に指導していただきたいなというふうに、実は、思います。

で、まあ、時間もまあ、今日は、早くこういう鼻声なので失礼します。

昨日、上月中学校で、太陽光発電の話が出ておりましたね。で、まあ、これ実は、昼間の照明になっとんでしょ。私、ちょっと知り合いに聞いたりして、調べたんですけども、10キロの太陽光発電だと。どういうぐらいのところがいけるのかなと聞けば、普通の家庭3軒分が賄えるらしいです。で、1件当たりが、だいたい10キロ使うらしいですね。10キロやから、1日に1軒当たり3キロやという計算を、その方はされてました。

それから、学校では、40ワットの蛍光灯2灯用が4基。そして、黒板灯を1灯として計算すれば20教室が賄える電気だというように話しておりました。そういうことも踏まえて設置されたんだろうなと。技術室の屋上にあるんですね。そういうような話も聞いてまいりました。まあ、いろいろと、これ私の私見の方が多くなったんですけど、1回目の地球温暖化、非常に憂慮しております。

そして、もう少し、町の取り組みについても、聞きたいんですけども、まあ、この件については、また後日させていただきたいというようなことで、終わりにさせていただきますけれども、この問題は、絶えず、私達は、頭の中に置いて取り組まなければならない問題だと。しかし、それも時間があるんだと。今なさねば、絶対に大変なことになるんだという認識だけ1つ、私達、行政側も共通認識として捉えていただいて、私、今日の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

議長（西岡 正君） 石黒永剛君の発言は終わりました。

続いて、20番、吉井秀美君の発言を許可いたします。

〔20番 吉井秀美君 登壇〕

20番（吉井秀美君） 20番、日本共産党の吉井秀美でございます。これより、4点、質問をさせていただきます。

まず、1点目に、町内の住宅の耐震改修を進めていくための、当局の取り組みについて伺います。兵庫県では、今年度から、わが家の耐震診断・耐震改修制度が拡充されます。これは、先日、チラシが、広報と一緒に配布されました。そこで、佐用町では、どのように耐震改修促進計画を推進していくのか、質問をいたします。

1として、本町の耐震診断の状況についてですが、診断実施件数は、町内の合計が323件と聞いています。これについて、合併前と合併後の診断の状況と、323という件数を当局は、どのように受け止めていますか。

2として、耐震診断を受けるに至るには、いろいろな事情の中で決断されたと思うわけですが、その診断後、それらの方々は、改修をされたとか、そのままであるとか、323件の現状の把握を町はしていますか。

3として、診断後改修のアドバイスなどのケアはされていますか。

4として、佐用町耐震改修促進計画では、町内の住宅で、地震危険住宅が3,500戸、これは52パーセントに当たります。今後の推進体制は、どのようにされますか。

5として、耐震化促進のため、町補助の創設を提案します。他市町の取り組みはどうか、調査されていればお答えください。

6として、多数の人が利用する建築物の耐震化の現状はどうか。お尋ねします。

大きい2点目に、新型インフルエンザの対応について質問をします。

その1、佐用町も新型インフルエンザ対策に関する調整会議が持たれましたが、その構成は、どのようにされていますか。

2、5月19日から学校等を休校にしましたが、保育園児、小学生の保護者が家庭で子どもをみることができない場合への支援は、どうされましたか。保育園は、預かりをしたという報告でしたが、小学低学年の子どもはどうだったのでしょうか。

3、デイサービスは休業しなかったようですが、休業のような事態が起きた場合の利用者への対策は取れるでしょうか。2009年3月現在の利用者数382人ということですが、その内で、支援の必要な人への対処は可能でしょうか。

4、佐用健康福祉事務所の廃止によって、町との情報の連携はどうであったでしょうか。佐用町から、龍野健康福祉事務所への電話相談の件数について、町に対して公開しなかったのは、問題だと考えますが、町長は、どう考えられていますか。

5、町民には、発熱があった場合は、龍野健康福祉事務所へと行っていましたが、それが周知のものになっていたかどうか。町にも、相談窓口を設置するべきだと考えますが、いかがでしょうか。

6、町内の医療機関で受診できるよう対策をとれないでしょうか。医師会との協議を求めます。

3点目に、赤ちゃんの駅設置を求めて質問をします。安心して、赤ちゃんと一緒に行動ができる町にするため、オムツ換えや授乳ができる場所が必要です。相生市が今年度取り組む赤ちゃんの駅事業がテレビで放映されました。ふるさと応援基金から100万円を充て、20カ所整備する計画です。

はしりは、東京の板橋区と言われていますが、全国の自治体から視察や問い合わせが相次いでいるということです。板橋区の初年度の予算は、表示をする旗100枚分の制作費16万円だったそうです。

新潟県胎内市では、今年1月から庁舎や公民館、図書館、保育園などからスタートをさせ、今後は、民間の商店などにも協力を求めていくこととしています。人目を気にせずに授乳ができ、粉ミルクを溶かすお湯も提供されます。気軽に外出することで、育児のストレスが減り、地域での孤立を防ぐことにもつながると狙っています。地元新聞は、自動車の中でのオムツが替えは大変で、専用のスペースのある新しいスーパー以外へは外出を敬遠していたと話す26歳の談話を紹介しています。

佐用町では、建設中の子育て支援センターは勿論のこと、既設設備の整備を行うことを求めたいと思います。

そして、最後に、4点目、公共施設使用料を改定してから1年が経過しましたが、この間、利用者の多くの方から、不満の意見を聞いてきました。改定前に無料だった団体には、従前どおりの対応をすることを、まず要求して、公共施設使用料の再検討を求めるものです。町長の見解をお尋ねします。

以上で、この場での質問を終わります。

議長（西岡 正君） はい、それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは吉井議員からのご質問にお答えをいたします。

まず、耐震診断の取り組み状況でございますが、平成 12 年度から平成 14 年度の 3 カ年、旧 4 町でそれぞれ広報や自治会長さんを通して PR を行い、合わせて 305 件の耐震診断の実績がございます。

また、合併後の平成 18 年度からの簡易耐震診断推進事業においても同じように啓発活動を行ってまいりましたが、実績といたしましては、平成 18 年度に 10 件、平成 19 年度に 4 件、平成 20 年度は 4 件、合計で 18 件となっており、合併前と比べて大幅に件数が減っております。

このことから、今回 6 月の広報配布時に、耐震診断・耐震改修のチラシを各戸に配布をし啓発推進を図ったところであります。

次に、耐震診断実績 323 件の現状については、平成 20 年 9 月 2 日付け神戸新聞の資料によりますと、西播磨 11 市町の簡易耐震診断の受診率は 1.6 から 8.0 パーセントで、平均 3.5 パーセントでございます。佐用町の受診率が 8.0 パーセントと低いわけですが、西播磨の中では高い率になっております。

平成 12 年度から平成 14 年度までの実績 305 件においては、阪神・淡路大震災の後でもあり、また山崎断層帯による地震発生の危機感より、地震に対する住民の皆さんの関心が高かったことと、特に耐震診断の費用が無料であったため、耐震診断の受診件数が多かったものと思われま。

その後の、平成 18 年度からの実績 18 件の状況は、阪神・淡路大震災に対する住民の皆さんの記憶が風化してきていることや住民の高齢化に伴い耐震診断・改修工事への意識低下によることや、耐震診断の費用負担が 3,000 円掛かることにより耐震診断の受診件数が大きく減少したものと考えられます。

次に、耐震診断後のケアについては、申請者に簡易耐震診断結果報告書を送付する際に、兵庫県が実施しております、わが家の耐震改修促進事業補助制度のチラシを入れて啓発・普及を行っておりますが、現在までに耐震改修事業の補助申請の申し込みがないのが現状であります。

また、佐用町耐震改修促進計画に沿った今後の推進でございますが、同計画では住宅の耐震化率を兵庫県の計画目標と同じく平成 27 年度までに 97 パーセントにするようになっておりますが、一般住宅の耐震改修がなかなか進まない状況でございます。今後の推進といたしましては、従来どおりの広報掲載・チラシの配布の他に防災無線・佐用町のホームページを活用した啓発等を行ってまいりたいというふうに考えます。

次の耐震化推進のための町補助制度の創設については、今後、この耐震化に向けてのすね、取り組みの中で、検討はしていかなければならないとは思いますが、県下の状況、県との、また打ち合わせの中で、考えて参ります。現在の段階では、具体的な案は、考えておりません。

また、県内他市町の住宅の補助状況でございますが、簡易耐震診断の無料化は神戸市・明石市・三木市の 3 市が行っております。

耐震改修事業の補助につきましては、神戸市・西宮市・芦屋市・川西市・明石市・南あわじ市・姫路市・赤穂市の 8 市が補助を行っており、姫路市では耐震改修工事費区分によ

り 5 万円から 10 万円の補助を行い、赤穂市でも同じく 10 万円から 20 万円の助成を行っております。

次に、多数の人が利用する建築物の耐震化の現状についてでございますが、昭和 56 年 6 月 1 日に建築基準法に基づく耐震基準が改正された後に建てられた建築物が多く、また改正前に建てられた建築物の中でも公共施設・庁舎・学校に於いては、積極的な耐震化の取り組みによって、耐震改修工事がなされたために耐震化率は 82 パーセントと住宅の耐震化率 48 パーセントに比べると大幅に高くなっております。

しかし、耐震基準を満たしていない民間の建築物等につきましては、やはり改修費用が非常に高額になるため耐震化が進まない状況であるというふうに思っております。

次に、新型インフルエンザに関する質問で、調整会議の構成についてでございますが、佐用町におきましては、本年 3 月に策定をいたしました、佐用町新型インフルエンザ対策本部設置要綱により、対応を実施いたしました。その構成は、町長を対策本部長といたしまして、副本部長に、副町長、消防長、教育長が、そして、各課長を本部員として、対策本部を構成いたしております。

次に、保護者への支援についてでございますが、保育園児への対応として、5 月 18 日の月曜日に、小中学校と共に県からの要請を受けまして、当日は既に園児たちは登園済みであったために、午前 10 時より緊急園長会を招集、翌 19 日から 23 日までを臨時休園を決定させていただく中で、学校とは異なり家庭内で保育に欠ける園児を預かる保育園の特性に配慮をすべきとの判断によりまして、どうしても家庭内保育ができない家庭につきましては、園と十分協議をし、感染のリスクを負いながらも保育園で預かることも可能とする判断を行いました。

この緊急な内容を保護者に伝えるために 18 日中に保護者に電話連絡を行い、またその内容を文書として迎えに来られた保護者の皆さんに周知を図りました。その結果、初日の 19 日には、12 園中 9 園において全園児 434 名中の 43 名が通園して保育を受ける結果となりました。以後、20 日には 45 名が、21 日には 48 名、22 日には 37 名、23 日の土曜日には 9 名が通園をいたしております。

この休園期間において、園児の体調を掌握するために、毎日各家庭に電話連絡を行い状況把握に努めました。この保育園の取り組みは、18 日の NHK テレビの夕方のニュースでも報道されましたが、18 日の時点で、町内及び隣接市町での発生はなく、緊急的な処置としては最善の判断ではなかったかというふうに思っております。

小学生では、直接、保護者への支援となるような対応策は、とってはおりませんが、町教委として新型インフルエンザ対策に係わり、収集した情報の提供、町教委または学校から打ち出した対応策については、できる限り速やかに連絡するよう努めているところでございます。

今回、県下一斉の臨時休校の指示が、県教委より出された 5 月 18 日月曜日から、町内小学校では、1 泊 2 日の修学旅行を予定をしておりました。しかし、県からの情報をもとに、前日の 17 日日曜日に、延期の判断をしたことにより、修学旅行出発後に引き返すという対応をとらずにすみ、保護者に対しましても、余分な負担をかけることを回避できたものと考えております。

次に、デイサービス利用者への対策は取れたかとのことでございますが、今回、デイサービスだけでなく、ショートステイも対策が必要であったわけでございますが、各事業所には、県からの情報を逐次連絡をし、町内で発生した場合は臨時休業の要請を行う旨、確認をしてまいりました。

各事業所では、利用者やその家族の体調など、健康チェックの徹底やマスク、消毒液などの予防対策が取られてきたところでございます。

また、町からの要請があれば臨時休業をする旨のお知らせも利用者の方に連絡もされておりました。休業するような事態が起きれば、事業所の中には、デイサービスを訪問介護に切り替えて対応出来るところもありますが、出来ない事業所もありますので、今後、事業所間の協力体制などについても検討・協議していく必要があるものと考えております。

次に、健康福祉事務所の廃止によって、町との情報連携また、龍野健康福祉事務所への電話相談の佐用町分の非公開問題についてということでございますが、今回の情報伝達は、兵庫県新型インフルエンザ対策本部が総括した窓口として、各市町との連絡調整がとられており、随時ファックスと電子メールにより情報の提供があり、一元化した中での対応であったというふうに認識をいたしております。

個別の相談内容や発症者の情報は、個人情報公開による個人に対する非難中傷などのリスクの反面、町における対策を検討する基礎データとしての情報提供の必要性などの関係から、取り扱いにおいては、今後検討する必要があるものと思っております。

次に、町の相談窓口を設置するべきということについてでございますが、今回のインフルエンザ対策につきましては、当初、強毒性を想定した新型インフルエンザ対策計画で進められており、県を中心とした広域的な対応が必要であったと思います。また、町民の混乱を招かないためにも、県での窓口の一元化により、発熱病状の相談対応や、医療機関への案内など、一定の基準に基づいた共通した対応が図られたと思います。

町といたしましても、町民の皆さまには、無線放送や佐用チャンネルで、県発熱相談窓口のお知らせや、新型インフルエンザ対策の注意喚起などを行い、勤務時間外においても、宿直者や日直者による電話対応ができるよう、県の相談窓口や、町の緊急時の連絡体制等の周知を行ってまいりましたので、この間、特に混乱は無かったものと認識いたしております。

次に、町内の医療機関で受診できるよう対策をとることでございますが、今回の新型インフルエンザについては、国及び県の新型インフルエンザ対策計画により、発生段階に応じた対応が進められ、医療体制は、健康福祉事務所が中心となって、地域の医療機関、医師会、市町関係機関の連絡会を開催し、連携しながら進められました。その中で、町内の医療機関については、通常の一般外来、入院の対応などの医療機能維持が優先して図られたものであります。

また、新型インフルエンザを受診する場合に、専用外来用の施設や、医療資器材、検査体制の整備が必要となり、医療機関といたしましても、対策が必要でありますので、今後は県及び、医師会との連携の中で検討しなければならないと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、相生市になって、赤ちゃんの駅の施設整備をとるご質問でございます。

近年都市部において、乳幼児を抱かれる、かかえられる保護者が、外出先において赤ちゃんのオムツ替えや、授乳など、気軽に立ち寄ることのできるようにと、公共施設や鉄道駅舎などを、赤ちゃんの駅に指定し、地域社会全体で子育てを支援しようとする取り組みが始まっており、相生市において本年度から、ふるさと応援基金事業として、保育所・公共施設・まちの駅など 20カ所を、赤ちゃん駅として指定し、オムツ替えベッドと表示するフラッグを準備されてるといふふうに聞いております。

元々この取り組みは、育児中の母親などの外出を、よりし易くするために開設されたもので、本町のような状況のなかで、どれだけ必要性があるか、まだ分からないところでもありますが、これだけ少子化や子育て環境の整備が言われている中で、本町においても当然、地域全体で子育てや育児支援の環境整備は、いろいろと必要だといふふうに考えております。

町としても現在整備しております、子育て支援センターには、授乳室とオムツ交換用のベビーシートのスペースを設置しておりますし、この他ベビーシートにつきましては、さ

よう文化情報センター、南光地域福祉センター、センターやまびこ、改築した南光支所など比較的新しい施設には配備をいたしておりますので、今後ともこうした配慮は当然続けていきたいと考えておりますが、現在の時点で特別に相生市のような、赤ちゃんの駅の予定はございませんが、将来的には多くの人々の集まる大型店舗などにも、協力を要請していけたらというふうに考えております。

最後に、公共施設使用料の再検討を求めるといってございまして、旧4町でまちまちでありました類似公共施設の使用料をできるだけ統一、平準化をし、平成21年4月から新料金で利用していただいております。料金改訂時にもご説明いたしましたが、利用者の方々には一定の受益者負担をお願いするとともに、できるだけ利用しやすいように、減免規定も見直しながらこの1年間利用していただいております。

現在の公共施設使用料の減免団体は、673団体で、その内全額免除の団体は164団体、5割免除の団体が509団体でございます。

使用料改正前は全額免除であった団体が、改正により使用料負担があるようになった団体もあるようではございますが、それぞれで、まちまちであった減免基準を統一して、やはり公平に利用していただくために、まあ、公平に利用していただけるように、調整をしたものであります。その結果によって、現在の基準になって、それぞれの団体が、その減免団体として、登録をいただいておりますので、当分、まだ1年経ったところでございますが、当分の間、この公共施設の利用につきましては、この減免基準に従ってですね、ご利用いただくように、ひとつご理解をいただきたいと思います。

以上で、この場での答弁とさせていただきます。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） それでは、耐震化の推進について、再質問をいたします。

佐用町の耐震改修促進計画が、昨年策定されましたけれど、この間、1年間の取り組みは、どうだったでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔建設課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） ただ今、町長が回答させていただきましたようなことで、二重になるんですけども、いわゆる予算化はですね、少数でありますけれども4件、実施させていただきましたし、自治会長会とか、そういった部分では、啓発活動を行って参りました。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） 多数の人が利用する建築物の耐震化につきまして、この計画書では、病院については、耐震化率が0パーセントになっております。

で、他にも多数の人が利用する建築物があるんですけど、こういった所への指導、町の計画では、指導をしていくということを書いているんですけど、所有者に対して指導を行うと書いているんですけど、この取り組みはいかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） 正直申し上げまして、いわゆる一般のですね、個人の住宅については、先ほど言ったような啓発活動を行っておりますけれども、いわゆるこういった、多数の方が利用される建物、これについては、当然ですね、県の方からも啓発活動、当然、直に行っておりますので、そういった部分で甘えているという実態がございます。

ただし、町立の学校関係、そういった部分ではですね、それぞれの教育委員会等にもお知らせが行っておりますので、それと、先ほど、町長答えましたように、56年以降の建設という部分もかなりありますので、ある程度、この事業についての周知というのは、できているんじゃないかなというふうに思っております。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） 住宅の耐震改修を進めて行く上ですね、いろいろと手続きも大変なところがあると思うんですが、先ほど、町長のご答弁の中で、診断はしたけれども、その申し込みがね、ないという実態なんですけれど、佐用町の、そういった災害が起きた時ですね、緊急輸送路、この確保のために、特に、その道路、沿道に建っている建物で、地震などのためにね、沿道を塞いでしまって、被害が拡大するというようなことが起きないために、その沿道に隣接する建物については、耐震化は力を入れていかないといけないということが、これまた、上がっているわけなんですけれど、その点で、建物の数等をね、把握されておりますか。

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） 申し訳ないですけど、私自身は、ちょっと把握してございません。もう一度、改めて、後ほど、その計画を読みたいというふうに思います。申し訳ございません。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） そうしましたら、この計画昨年作られたわけなんですけれど、これは、私も最近もらったような状況なんですけれど、これは、配布、公表はされていない資料なんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） 正直申し上げまして、そういうことに結果的になると思います。

県の方からの指導で作らしていただきまして、ある程度関係機関のご協力をいただいて作ったものでございます。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 全然計画に着手していないというような、1年間放っていたというような状況と受け止めるわけなんですけれど、この進んだところではですね、大津市なんかは、その特別対策ということで、その緊急輸送路の沿線の建物の耐震化につきまして、普通の一般の改修助成プラス、その沿線の建物については、加算をしていくという対策がとられておりますが、先ほど、町長は、その耐震化について、今後の検討ということにお答えになったわけなんですけれど、そのへんのところは、やはり、耐震化を進めていくために、町としても、後押しをする、その補助事業というものをつくる必要があると考えますけれど、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） やはり、佐用町の状況といたしましては、まず公共施設なりですね、今、町のいろいろとたくさんの方が集まる施設、そういう面の耐震化を、まず早くやらなきゃいけないということでは、取り組んでおります。

それから、民間の施設につきましても、住宅等の耐震化、これは、1つ県として、これができるだけ 27 年度までにはですね、やろうということで、当然、佐用町としても、その中で、同じ目標に向かって取り組まなきゃいけないということなんですけれども、これは、どこの市町においてもですね、実際に、耐震化の事業を、民間、それぞれ特に、住宅の場合、民間施設の場合ですね、進んでないと。その大きな要因は、先ほども言いましたように、非常に多額のお金がかかるということで、それに対する施策として、県も融資制度や補助制度もつくっておりますし、市によりましてはね、独自に、その補助制度といたしますものを作っております。

ただ、私が思いますのは、それに対してですね、補助制度の額がですね、わずかなんですよね。というのは、これ一斉にやると市の財政なり、町の財政としても非常に大変なことになるということもあと思います。だいたい一部屋だけのね、居住している所の耐震化をするだけでも、やはり 100 万から 150 万ぐらいな費用がかかるということですし、家全体を耐震化しようとするれば、もっとかかります。そういう中で、5 万とか 10 万とかですね、20 万というようなものを補助をしますよって言うてもですね、実際に、中々、それによっては、推進を図れるということではないと。ここの市がやっているのはですね、ある意味では、1つの形だけに終わっている部分があると思います。そういう点において、これは、私とこの佐用町だけでね、それじゃあ、ほんなら、佐用町が、その費用の半分を補助しますとかね、そういうことまでは、中々、これ難しい、できないというふうに思いますので、まずは、当然、町として学校や保育園とか、公共施設、いろんな文化施設でありますとか、集会施設、そういう面でのですね、安全化を図るということ。これは、当然の責任でありますし、町民の皆さんに対してはですね、こういう制度を利用して、自分の身を守っていただくという観点からですね、特に、古い非常にまあ、危険な所と、それ程ね、建物が新しく、新しい住宅、年数の新しい住宅であれば、その危険度というのは低いわけです。ですから、この耐震診断ですね、これをやはり、受けて、非常に危険である

という所を、その住民の皆さん、居住者にですね、認識をしていただくということを、そこから、やっぱり始めなければならないと、改めて始めなきゃならないというふうに思います。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） この計画書では、来年度が見直しの年になっております。その来年度までに何ができるか。何を取り組んでいくかをお聞かせいただきたいと思います。

町長は、先ほど、耐震診断を進めていくと。まず耐震診断が先だというご答弁でしたけれど、担当課としては、どうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） 非常に難しい問題だと思うんですけども、町長も答弁しましたようにね、平成7年の阪神淡路大震災、これが風化しているということが大きな原因だと思います。1つには。

それと、本当に自分の家を改築なりするんであれば、わざわざですね、耐震とか、そんなの言わなくても、僕は、直に思うんですよ。私個人的な思いですけども、わざわざそんなことしなくてもね。

それと、その今の、新町の現状から言いますと、独り暮らしが1,000戸以上ある。高齢者のお年寄り、2人だけの暮らしが600、700ある。という中で、将来が見えてこない段階でね、古い家だと、56年5月以前の建物だということを承知していても、中々、そういうことに踏み切れないというふうな実態は、悲しいかな、僕はあると思います。そこらあたりの、皆様方の意識、これが一番難しい問題なんですけれども、そこを変えないと、いろんな制度としても、乗られて来られないんじゃないかなというふうな、一方では危惧を持っておりますけれども、今回、県のですね、パンフレットを、先ほど議員おっしゃいましたように、広報と一緒に入れておりますので、そこらあたりの動向も見ながらですね、検討を加えていきたいというふうに思います。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 今の、課長の答弁は、個人の責任でというように聞こえたんですけど、この佐用町が、じゃあ、なぜ、この計画をね立てたのかと、目標年次もきちっと決めてですね、耐震化のために、やっていくことを、書いているわけですよ。で、これを、その個人の責任に任せる、責任の分野だというのは、無責任なんじゃないかと。

〔建設課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） 私は、個人の責任とは言っておりません。そういった耐震化をする

ことは大事なんですよという意識がね、薄いんじゃないかなということと。

薄いということは、そういった、先ほど、お年寄りのお話したと思うんですけども、そういう実態があるがために薄いかなという意識。だけど、それを払拭していただいて、危険なね、お宅に住んでおられる方、もう一度考えてよというふうな意識を、私どもは何とかして啓発したいんだけど、難しい現実がありますということを申し上げたんです。責任とは言っておりません。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井議員。

20 番（吉井秀美君） そういう意識を住民の方の持っていただくということについて、じゃあ、今年度、それから見直しのね、来年度までに、どういったことをやっていこうとされているか、お願いします。

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） 実態としては、先ほど町長言いましたように、12年から14年の時に、原因はどうか分かりませんが、無料だった時に、3カ年で305軒でした。ただ、一部3,000円の負担。これだけじゃなかったと思いますけども、18年度以降は、私どもが、受けてよ、受けてよとお願いするような実態の中で、4軒か5軒だったというふうな実態があるわけです。そういった実態を、私自身が知っているから、先ほど言ったような答弁をさせていただいたんですけども、さっきも言いましたことの二重になりますけれども、そういうことを抜きにしても、やはり、この計画を立てているんですから、先ほど言いましたように、この広報と一緒に啓発しました。そこらあたりのね、皆さん方のリアクションも踏まえて、なるべく計画に沿った方向で、また、知恵を出し合って検討していきたいということでございます。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 是非、真剣に取り組んでいただきたいと思います。

この耐震化の促進の計画の中で、その佐用町の地域防災計画にも触れておられてね、佐用町で、いかに地震の被害を少なくしていくか。そして、そういったことが、もし万が一起こった時にね、どういう町民の生活を確保していくか、そういったことも含めて、この計画が立てられておりますので、是非、真剣な取り組みが求められると思います。

よろしくをお願いします。

それから、2点目の新型インフルエンザの対応につきましてですけど、ここでも、やっぱり子ども、それからお年寄り、こういった所への対応というのが、非常に深刻ですし、大事な問題ということなんです。

デイサービス、ショートステイなどの、その在宅の支援について、今後、事業所間で連携をとっていきたいというご答弁でしたけれど、今回のインフルエンザの中で、山崎で、そのデイサービスの休業があって、そして、急遽、佐用の方のね、ショートステイを利用されたと。ご家庭で生活することが困難ということで、そういった例もありまして、非常

に、こういった事態になった場合ってというのは、大変なことのわけですから、今、どのように状況を把握されているのかなというの、私の1つの問題で見ると、デイサービスを利用されている方の中で、その家庭の方に行って、支援をしないと生活できない人、これが何人とか、それから、ショートステイという形をとらないと生活できない人何人とか、そういったことは、調査はされておりますか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔健康課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（新庄 孝君） 先ほどの町長の方から答弁ありましたように、今後のことについては、事業所間で、確認なり協議をさせていただきたいと思っております。

まあ、先ほど、382名のデイサービスを受けておられる方があるわけなんですけれども、健康課の方で、一応把握しておりますのは、デイサービスを、訪問サービスに切り替えてできる方が、その内235人。切り替えてできない方が147人になるんじゃないかというふうに思っております。

まあ、その中で、家庭で介護される方が何人。それから、家庭で介護されない方が何人と言いますが、その何人については、今度、協議の場でね、そういうことも確認させていただきたいなというふうに考えております。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、その非常にですね、緊急事態の時に、その家庭でできるかできないか。どちらを、どういう状況になるかと、対応できるか、そこまで通常の時に、それを調査してもですね、中々、まあ、実際には、デイサービスを利用されたり、ショートステイにしても、家庭の方でも、その実際にできないということで来られててもですね、緊急事態の場合には、何日できるとか、それが状況によっては、非常に変わってくると思うんですね。ですから、今回の場合は、非常に最初から状況を見て、高齢者の方には、感染者が、ほとんどいないとか、それから、強毒性ということで、いろいろ対応してきた中で、実際に、非常に普通のインフルエンザなり、よりまだ軽症であると。非常に症状的にも軽いということが、もう既に、それぞれ患者の状況で分かってきて、専門家の方も、そういう話をされてましたのでね、そういうことから見て、町としては、デイサービスなり、そういうところの事業については、継続して行いますというふうに判断をしたわけなんですけれども、これが強毒性であり、非常にまあ、高齢者にも、非常にまあ、感染力が高いということになればですね、これは、当然、そういう事業所の閉鎖も行わなきゃいけないでしょうし、また、その時に、それぞれの個々の実態、その時の実態に合わせてね、できるだけの対応をしていかなければ、当面、そのことを前提に、いろんな対策を計画してみても、実際は、その時にならないと分からないことの方が多いと思うんですね。ですから、そういう点で、今回、1つの、新型インフルエンザに対する、いろんな問題を考える上で、この1つの新しい取り組み、例として出てきたんですけれども、非常にまあ、そのへん、強毒性の場合と、普通の場合とですね、このへんの対応というのは、当然、大きく違

ってくるんだろうというふうに思っております。

ですから、今回の例を、そのまま、これから、次の時にも使えるかって言うと、それは、中々難しいなという感じをしております。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 施策を利用されるね、サービスを利用される方も、その都度、時々で変わってきますし、状況が、いろいろなんですけれど、今度の場合、さっと、この方は、こういう手当てが必要だ。この方には、こういうのが必要だと、そういうことが、全体で把握できましたかということを知っています。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） ですから、それは、一応、その今、それぞれ事業所なり、サービス提供者の方ですね、毎回来ておられる方の状況というものを、逐次把握されているわけですね。それを基に、その時に、対応を考えなきゃいけないということになるかと思えます。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） それから、今回の場合、町の情報というのが町民に中々届かなかったという感想があります。

で、防災無線や佐用チャンネルで注意はあったんですけど、テレビとか新聞とかは、よその状況を出すんですが、佐用町は、どうなんだということが分からない。

それから、あるお母さんですけど、佐用チャンネルで、龍野の健康福祉事務所の方に連絡をとることなので、したんですけどもね、その子どもの場合は大事がなくて、町内の病院にかかったんですけども、やっぱり、たまたま、そういうふうなことを龍野に相談したらいいんだというのが、分かったからだけでも、そうばかりではないから、その町からの情報をきちっと流して欲しい。佐用町は、今、どんな状態だということを流して欲しい。そうでないと非常に不安だということを知っております。その点は、いかがだったでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 当然、テレビとか報道の方がですね、いろいろと早くて、発生、どこで発生したとかですね、そういうことは、同時ぐらいに、こちらにも、その情報は来ますけれども、ただ、町としては、発生もなかった、今回ね、なかったですし、その情報には、こういう注意だとか、状況、防災無線等でもですね、放送させていただいて、情報の提供させていただいておりますしね、それが、なかったというようには思っておりません。

当然まあ、その必要なことは、即町民にお知らせできる、そういう設備もあるわけですから、その必要なことについては、お知らせをしてきたと思います。

ただ、まあ、本当に発症がなかったということはね、それで、ないけれども、例えば、龍野の方に相談してくださいとか、窓口は、ここです。それは、何回も放送しておりますし、学校からも、そういう話もしていただいておりますし、その方が、どういうふうに、その情報を聞いておられなかったのか、分からない。中々ね、全ての情報出しても、聞いていられない方も当然出てきますから、何回もしなきゃいけない部分もありますけれども、そうかと言っても限度があります。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 全員協議会の時に、龍野健康福祉事務所への電話相談の中で、佐用町の分について非公開であったということを町長が報告されたんですけど、そういうことで、町として、その県との連携の中でね、今回の問題で困ったなと思われたことはありますか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、具体的にですね、発症された時に、どこの施設で誰がとかね、そのへんは、発症すれば、県からもね、そういう連携のもとにされるんだと思うんですけども、今回については、例えば、龍野で発症、出たと。でも、それは、じゃあ、龍野の誰とか、どういう方がということは、こちらには出てこないわけですね。まあ、今後、たくさん、そのへんが近隣出てくれば、まあ、また、情報の共有をして、対策をしなければなりませんから、そのへんについては、今後、どこまで、そういう個人情報でありながら、対策に必要な情報についてね、それぞれが共有していけるのか、しなければいけないのか。こういう点については、今後また、県との協議等について、また確認をしていかなければいけないというふうに思っております。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） その対応についてですね、これから、今後もですね、そのインフルエンザの大流行が予想されているという中で、佐用町として、町民に対して被害を最小限に食い止めるためにね、あらゆる機会に町民に情報を提供するということをしていただきたいと思いますというふうに思います。

例えば、各家庭で食料や水や衛生用品の備蓄の呼びかけですとか、それから、咳エチケットの徹底とか、それから町においては、子どもや高齢者や障害者などの救済マニュアルを作成するとか、そういった、それから病院や医療機関、保健所、それから町の連携を図っていくことを、きちっと具体化していくということをお願いしたいと思います。

それから、3点目に、公共施設の使用料問題ですけど、この間、私が聞いている中で

は、ずっと使っていた施設は、使用料5割減免団体なんですけれど、1,000円になったから、大変な負担になるということで、600円の施設に替わった。使いにくいんですね。狭くて。それで、やっぱり1年間に3万円弱のね、負担が増えているというようなことを言っておりますし。

それから、今、キャンセルをした場合にね、お金が戻ってこないんですね。これは、非常に使っている人から言いますと、その、際になってからじゃないとね、予約しに行けないというような苦情を聞いております。で、私どもは、公共施設というのは、やっぱり住民の福祉を増進する目的を持って作られてますから、町民が生き生き活動できるようにね、支援をしていただきたい。で、やっぱり、協議が不足していたと思います。で、その部分は反省して、再検討していただきたいと思います。

それから、続いて、赤ちゃんの駅事業なんですけど、私も、町内の赤ちゃんのオムツ替えシートがある所、何カ所か回って参りましたけれど、新しい施設につきましては、設置をされているんですけれど、非常に表示が見にくいから、行かないと分からない。

で、スーパーなんかは、ステッカーをドアに貼っていたりして目立つようにしておりますけれど、それもそこまで行かないと分からないということで、たくさんのお金が必要でないわけですから、相生なんかも、旗を作って、ここでオムツ替えや授乳ができますよという表示をするわけなんですけれど、佐用町も、そういった今ある所について表示を目立つものを付けるとか。それから子育て支援センターも、授乳できるようにはするということなんですけれど、そのミルクのためのミルクを溶かすお湯を提供していただいたりとか、そういったことも、必要でないかなと思います。

で、昨日の協議会の中で、道の駅平福が、今度トイレ改修されますが、あそのトイレも女性トイレの一番奥に行かないと、そのオムツ替えのシートがないんですね。で、そういったことで、やっぱりよく見える表示を、まずやろうということで取り組んでいただきたいと思います。

議長（西岡 正君） 後、3分ですので、よろしく申し上げます。

町長（庵逄典章君） まず、公共施設ですね、利用につきまして、それは、町としても、皆さんの福祉の向上、町民の皆さんの体力の向上、いろんな面で活用していただきたいとだから、皆の施設ですから、使われる方も、やはり皆が使っていると、自分の施設だけではない、皆さんが使いやすいように、お互いに協力していただくということだと思います。

それから、無料にね、今までずっと無料だったから、それが既得権のようにですね、それが有料になると、それがおかしいじゃなくって、今回、全体の中で、やはりお互いに、それぞれ、いろんな活用され、利用されている皆さんと同じようにですね、公平になるように調整をされたわけです。ですから、逆に、今まで有料だった人が、払っていた方も無料になった、無料と言うんか、減免になった団体もあると思いますしね。それに、これまで、それは、その施設においては、無料ですと使われていた。ただ、他の団体から見れば、何で無料なんですかという団体もあったと思います。だから、既得権ではありませんので、町民皆が、公平になる、また少しでも負担は少なく、しかし、全体としては、やっぱり負担は、皆で公平にさせていただこうということでの調整をしたわけですから、その点は、ご理解いただきたいと思います。

また、赤ちゃんの、そういう施設についても、せっかく施設があってもね、やっぱり分からないと利用しにくいという、そのへんは、表示の仕方とかですね、その点について工夫するところは工夫していかなくちゃ、改善するところは、改善していかなくちゃいけないというふうにも思います。

以上です。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 最後に。既得権と言われますけれど、そうではなくって、新しい団体についてもですね、必要ならば、無料で使えるとか、そういった対策をすればいいわけですし、それから、現実に、意欲の低下につながっているということを言われています。で、総会、文化協会の総会の中でも、町長に、そういった要望の声が挙がっていたと思います。私、聞いておりますが、関係者との協議が十分でなかったという点は、否認しませんので、その点は、再度、協議をしていただきたいと思います。

議長（西岡 正君） 以上で、時間が来ました。

20 番、吉井秀美君の発言は、終わりました。

お諮りします。後、8 名の方の質問が残っておりますが、これにて本日の日程は終了したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。

これにて、本日の日程を終了いたします。

次の本会議は、明 6 月 11 日、午前 9 時 30 分より再開いたします。本日は、これにて散会いたします。ご苦労様でした。

午後 0 4 時 0 7 分 散会